

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な處理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げる法律であり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬ。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするとときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるよう、交通的事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。
第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める
前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。
一 日曜日及び土曜日
二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
三 年末又は年始における日で条例で定めるもの
前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団

第

第二編 普通地圖
第一章 普通

通則 地方公共団体の区分

域は、従来の区域

町村の設置 市町村の属 る普通地方

の処分を行う場
すべき都道府県
公共団体の申請

合においては、当該について、関係のあり基づき、総務大臣

100

体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

地方公共団体の行政に対する申請、届出その他他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

都道府県は、市町村を包括する。

第六条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたときは、都道府県の境界も、また、自ら変更する。従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一つの都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一つの都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとする。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更を告示する。総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に關し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に関する争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。

第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第四十三条の規定にかかわらず、同法第十三条の規定を準用せず、また、同法第十六条から第十九条までの規定は、署名簿の署名の効力を争う數個の請求に關してのみ準用する。

第七十四条の三 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

一 法令の定める成規の手続によらない署名二 何人であるかを確認し難い署名

前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができないが最高裁判所に上告することができる。

第七十四條の四

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員

二 地方独立行政法人をいう。の役員若しくは職員
沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
条例の制定又は改廃の請求に關し、政令で定

卷之六

解散及び解職の請求

卷之三

三九ノ十以下の場合に

て、同条第六項の規定は代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。
第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普

通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務を除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のための関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。民事訴訟に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものとし、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては國の安全を害するおそれがあることその他その他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に關する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務を除く。）に關するものとし、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に關する監査を求め、監査の結果に關する報告を請求することができる。この場合における監査の実施について、は、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に關する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務を除く。）に關するものとし、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に關する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

選挙人その他の関係人が公務員たるる。議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めることは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしないければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告發しないことができる。

議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会を又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるとところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的方式の記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならない。

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第一百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第三節 招集及び会期

き事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求があつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第二項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出があつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

第一百一十二条 普通地方公共団体の議会は、定期会及び臨時会とする。

定期会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかるらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第二百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定期会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

第二項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定期日」という。）を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定期例会を開かなければならぬ。

第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項該請求があつた日から、都道府県及び市町村においては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならぬ。

第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に」と、第一百二十二条第一項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」である。

「議会の審議」とあるのは「定期日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定期日における開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」である。

第二百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選舉しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第二百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第二百五十五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第二百三十八条の二第二項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選舉し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二百七十七条 第一百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行ふ者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第二百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

第二百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

議会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

「議会の審議」とあるのは「定期日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定期日における開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」である。

第二百十条及び第二百十一条 削除

第六節 会議

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその事件について、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第二百十二条 普通地方公共団体の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第二百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第二百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第一項、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第二百四十四条 普通地方公共団体の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならぬ。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決

によらない限り、その日の会議を開じ又は中止することができない。

第二百五十五条の二 普通地方公共団体の議会は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前項に定めるものほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第二百五十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第二百五十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第二百五十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができ

とを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならぬ。都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

都道府県知事等は、前項の規定により議会に提出した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

第一百五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

第一百五十六条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第四条 第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれと准用する。

前項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

第一百五十七条 普通地方公共団体の区画内に公的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

第一百五十九条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

第一百六十条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

第一百六十二条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中ににおいてもこれを解職することができる。

第一百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中ににおいてもこれを解職することができる。

第一百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

第一百六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第一百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第一百四十二条、第一百四十二条及び第一百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第一百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第一百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関する必要と認められた措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第一百八十九条 普通地方公共団体の議会の権限に属する轻易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

第五款 他の執行機関との関係

第一百九十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の委員長（教育委員会）にあつては、教育長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第一百九十条の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第一百九十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講べきことを勧告することができる。普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又は

これらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百九十二条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会	二 選舉管理委員会
三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会	四 監査委員
五 内水面漁場管理委員会	六 普通地方公共団体の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
六 収用委員会	七 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すこと。
七 海区漁業調整委員会	八 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。
八 農業委員会	九 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第一百九十二条の六 普通地方公共団体の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第一百九十二条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第一百九十二条の八 教育委員会は、別に法律の定めによつては、教育長及び委員）又は委員は、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、當該普通地方公共団体に對しその職務に関し請うる事務を行ひ、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行するところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行ひ、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行するところにより、都道府県警察を管理する。

第一百九十二条の九 公安委員会は、別に法律の定めによつては、教育長及び委員）又は委員は、當該普通地方公共団体に對しその職務に関し請うる事務を行ひ、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行するところにより、都道府県警察を管理する。

第一百九十三条 選舉管理委員の任期は、四年とす。但し、後任者が就任する時まで在任する。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。補充員の任期は、委員の任期による。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第一百九十三条 第百四十三条规定から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百九十四条 選舉管理委員は、選舉権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選舉に關し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選舉する。

第一百九十五条 選舉管理委員会は、四人の選舉管理委員を以てこれを組織する。

第一百九十六条 議会は、前項の規定による選舉を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

第一百九十七条 委員中に欠員があるときは、選舉管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第一百九十八条 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第一百九十九条 同時に同一の政党その他の政治団体に属する者が同一の政党その他の政治団体に属する者との順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

第二款 教育委員会

の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならぬ。監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査する要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものに出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に對し帳簿書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聽くことができる。

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に關する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組成による監査をすることができる。

織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公正会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、そのことに対し、理由を付して、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。」の場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会

会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第二百九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第二百九十九条の三 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人（監査委員の定数が二人の場合において、そのうち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。
市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職についてとは、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に從事する。

第二百条の二 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員会を置くことができる。
監査専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。
監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する。
監査専門委員は、非常勤とする。

第二百一条 第百四十四条第一項、第一百五十四条、第一百五十九条、第一百六十四条及び第一百六十六条第一項の規定は監査委員に、第一百五十三条第一項の規定は代表監査委員に、第一百七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に關し必要な事項は、条例でこれらを定める。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会

第二百二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関する調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用關係の調整、農地の交換分合その他の農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより、土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令又は特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

第四節 地域自治区

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第百七十九条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

5 第百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三條の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する重要な事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聽かなければならぬ。

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

四 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する事項

五 市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとする。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

前項の者は退職一時金を受けることができる。

第二百四条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する处分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

第二百五条 第二百四条第一項の者は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

第二百六条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

第二百七条 普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百八条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第一百一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第百五十五条の二第九項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百十五条の二第二項（第一百九十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第百五十五条の二第九項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百十五条の二第二項（第一百九十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第百五十五条の二第九項の規定により出頭した選挙人その他の関係人並びに第百十五条の二第一項（第一百九十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

普通地方公共団体は、いかなる場合においても、その他の他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

給与その他の他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができる。

は、条例でこれを定めなければならない。

普通地方公共団体は、いかなる場合においても、その他の他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができる。

は、条例でこれを定めなければならない。

第一節 会計年度及び会計の区分

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。
(会計の区分)

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

第二節 予算

(総計予算主義の原則)

第二百十条 一會計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。
(継続費)

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費といふ。
(繰越明許費)

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越し使用することができます。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

2 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費(政令で定める経費を除く。)に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期すため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

2 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体の長は、条例で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手續を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手續を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手續を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手續を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手續を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

る行政財産の使用又は公の施設の利用につき使
用料を徴収することができる。

(旧慣使用的の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならぬ。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関する事項は、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者について

ては、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政府でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても、当該審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(地方債)

第二百三十一条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(歳入の収入の方法)

第二百三十二条 普通地方公共団体の歳入を收入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

第二百三十三条 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

(証紙による収入の方法等)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収によっては、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によるこ

とができる。

2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする

ことである。

3 証紙による収入の方法によるものを除くほ

か、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付する

ことができる。

4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたもののみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定している市町村においては、政令の定めるところにより、証券をもつて納付しようとする者に委託することができる。

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第二百三十二条の二の二 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入を除く)を現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。

歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。

一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

2 第二項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十二条の二の六 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十二条の四の規定を施行するため必ず年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十二条の二の六 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十二条の四の規定を施行するため必ず年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十二条の二の六 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

第二百三十二条の二の四 第二百三十二条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

第二百三十二条の二の四 第二百三十二条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定納付受託者の指定の取消し)

第二百三十二条の二の七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十二条の二の三第三項に規定する指定期を取り消すことができる。

一 第二百三十二条の二の三第三項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2 指定納付受託者は、第二百三十二条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めたところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

4 第二項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

5 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

一 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

二 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することがができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

三 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

四 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁ではない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

五 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方税の滞納処分の例によりした処分について

の審査請求については、地方税法（昭和二十九年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後ではなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）

第二百三十二条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同一条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政 庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても、当該普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の第四第一項の規定により普通地方公共団体のによる処分についての審査請求がされた場合は、当該審査請求が不適法であり、却下するときは、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

第四節 支出

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がないれば、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができない。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

第五節 決算

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付きなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公示しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合に

において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(歳計剩余金の処分)

第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剩余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り戻すに際して基金に編入することができる。

(第六節 契約)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最も低い価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保證金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成

に係るものであることを確實に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければならない。

れば、当該契約は、確定しないものとする。

競争入札に加わろうとする者に必要な資格、なければならぬ。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り戻すに際して基金に編入することができる。

(契約の締結)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（長期継続契約）
第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四条の規定にかかるわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他の政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(第七節 現金及び有価証券)

第二百三十五条の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖する。

（金融機関の指定）
第二百三十五条の六 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならぬ。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）
第二百三十五条の二 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う事務について監査することができる。

他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

（一時借入金）
第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第一項の規定による時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。（現金及び有価証券の保管）

（第二百三十五条の四） 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として微するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

（出納の閉鎖）
（金銭債権の消滅時効）

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。

(第一款 公有財産)

（公有財産の範囲及び分類）
第二百三十七条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く。）をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるときは又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

（第二百三十八条） この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く。）をいう。

2 不動産

3 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他のこれらに準ずる権利

6 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を

いものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他事項（前項に規定する事項を除く。）に關し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるとときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しかつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)
第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 前条第二項又は第二百四十三条の二の第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入はあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならぬ。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの。
二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの。

一 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十九条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一
部負担)
第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参考して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合意によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものとされるが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

1 支出負担行為

2 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

3 支出又は支払

4 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が規定する行為により当該普通地方公共団体の賠償の命令に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内に該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることが要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかるわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

6 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

7 第三百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けられないと認めたときは、監査委員の意見を聴き、その他の意見を付けて議会に付議しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定によ

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理人に報告しなければならない。

4 前項の場合において、その損害が一人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

4 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

（代執行等）

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律

若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の处分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することができるとが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。

各大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書によ

り、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行なるべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い、同項の期限までに、なお、当該事項を行なうときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行なう日時、場所及び方法を通知しなければならない。

第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

前項の上告は、執行停止の効力を有しない。

各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復その他必要な措置を執ることができる。

前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣の担任する法定受託事務を処理するに當たりよるべき基準を定める場合において、都道府県の執行機関の定めた基準に抵触するものであつてはならない。

前各項の規定は、市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る

都道府県知事の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに當たりよるべき基準を定めることができる。

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に對し、同項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第二款 普通地方公共団体に対する国

（普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の手続の適用）

第二百四十六条 次条から第二百五十条の五まで

の規定は、普通地方公共団体に対する国又は都

り訴えを提起したときは、直ちに、文書によ

る。

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づ

く政令に係る市町村長の第一号法定受託事務の

執行機関に對する国又は都道府県の機

関又は都道府県の機関は、是正の要求等をした

後相当の期間内に、同項の書面を交付しなけれ

ばならない。

（助言等の方式等）

第二百四十七条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、助言、勧告そ

の他これらに類する行為（以下本条及び第二百

五十二条の十七の三第二項において「助言等」

といふ。）を書面によらないで行つた場合にお

いて、当該普通地方公共団体から当該助言等の

趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められ

たときは、これを交付しなければならない。

前項の規定は、次に掲げる助言等について

は、適用しない。

一 普通地方公共団体に對しその場において完

了する行為を求めるもの

二 既に書面により当該普通地方公共団体に通

知されている事項と同一の内容であるもの

三 国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体

が国の行政機関又は都道府県の機関が行つた助

言等に従わなかつたことを理由として、不利益

な取扱いをしてはならない。

（資料の提出の要求等の方式）

第二百四十八条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、資料の提出の

要求その他これに類する行為（以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「資料

の提出の要求等」という。）を書面によらない

で行つた場合において、当該普通地方公共団体

から当該資料の提出の要求等の趣旨及び内容を

記載した書面の交付を求められたときは、これ

を交付しなければならない。

（是正の要求等の方式）

第二百四十九条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、是正の要求、

指示その他これらに類する行為（以下本条及び

第二百五十二条の十七の三第二項において「是

正の要求等」という。）をするときは、同時に、

当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書

面を交付しなければならない。ただし、当該書

面を交付しないで是正の要求等をすべき差し迫

った必要がある場合は、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、国の行政機

関又は都道府県の機関は、是正の要求等をした

後相当の期間内に、同項の書面を交付しなけれ

ばならない。

(協議の方式)

第二百五十条 普通地方公共団体から国の行政機関又は都道府県の機関に対し協議の申出があつたときは、国の行政機関又は都道府県の機関及び普通地方公共団体は、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体の申出に基づく協議について意見を述べた場合において、当該普通地方公共団体から当該協議に関する意見の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。
 (許認可等の基準)

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出(以下この款、第二百五十三条の十三第二項、第二百五十五条の三第二項、第二百五十五条の五第一項、第二百五十五条の三第三項、六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下この款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公示しなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、許認可等の取消しその他これに類する行為(以下本条及び第二百五十条の四において「許認可等の取消し等」という)を公表する必要とするための基準を定め、かつ、これを公示するよう努めなければならない。

3 国の行政機関又は都道府県の機関は、第一項又は前項に規定する基準を定めるに当たつては、当該許認可等又は許認可等の取消し等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
 (許認可等の標準処理期間)

第二百五十条の三 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が当該国(行政機関又は都道府県の機関)の事務所に到達してから当該申請等に係る許認可等をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該国(行政機関又は都道府県の機関)と異なる機関が当該申請等の提出先

とされている場合は、併せて、当該申請等が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該国(行政機関又は都道府県の機関)の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が法令により当該申請等の提出先とされている機関の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請等に係る許認可等をするための事務を開始しなければならない。
 (許認可等の取消し等の方式)

第二百五十条の四 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、申請等に係る許認可等を拒否するときは、当該許認可等を拒否する处分又は許認可等の取消し等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

第二百五十条の五 普通地方公共団体から国の行政機関又は都道府県の機関への届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められて届出の形式上の要件に適合している場合に該届出が法令により当該届出の提出先とされ、当該届出が履行されたものとする。

(国の行政機関が自治事務と同一の事務を自らの権限に属する事務として処理する場合の方

2 委員会は、普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与のうち國の行政機関が行うもの(以下本節において「國の関与」という。)に関する審査の申出につき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が法令により当該申請等の提出先とされている機関の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請等に係る許認可等をするための事務を開始しなければならない。
 (組織)

第二百五十条の八 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を選任することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。

一 委員のうち一人が既に属しているなかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至った場合においては、これら

10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。

11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときは、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目論むこととする業務を行つてはならない。

16 委員は、自己に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

17 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第二百五十条の十 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二百五十条の十一 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(政令への委任)

第二百五十条の十二 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第一節 設置及び権限

第二百五十条の七 総務省に、国地方係争処理委員会(以下本節において「委員会」という。)を置く。

第一款 国地方係争処理委員会

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

(国の関与に関する審査の申出)
第二百五十条の十三 普通地方公共団体の長その他他の執行機関は、その担任する事務に関する国との関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国との関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

一 第二百四十五条の八第二項及び第十三項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定に基づき都道府県知事に代わつて同条第二項の規定による指示に係る事項を行うこと。

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。

普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国との不作為（国の行政が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをするべき事節において同じ。）に不服があるときは、以下本節において同じ。）、相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する当該普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

4 第一項の規定による審査の申出は、当該国との関与があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、天災その他同項の規定による

審査の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合における第一項の規定による審査の申出は、その理由がやんただ日から一週間以内にしなければならない。

6 第一項の規定による審査の申出に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第二百六十条の二第二十ニ項において「信書便」という。）で提出した場合における前二項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

7 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第一項から第三項までの規定による審査の申出（以下本款において「国の関与に関する審査の申出」という。）をしようとするときは、相手方となるべき国の行政庁に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。

第二百五十条の十四

委員会は、自治事務に関する国の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行

い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当でないと認めるとときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 委員会は、前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の規定による審査及び勧告は、審査の申出があつた日から九十日以内に行わなければならぬ。

（関係行政機関の参加）

第二百五十条の十五

委員会は、関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるとき

（国の関与に関する審査の申出の取下げ等）

2 委員会は、法定受託事務に関する国の関与に

書でしなければならない。

（国の行政庁の措置等）

2 国の関与に関する審査の申出の取下げは、文書でしなければならない。

（国の行政庁の措置等）

2 第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告があつたときは、当該勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。

（委員会の勧告を受けた国の行政庁の措置等）

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政庁に對し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

第二百五十条の十六

委員会は、審査を行うための申出をした普通地方公共団体の長その他の執

行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国

の執行機関、相手方である國の行政

の関与が違法であると認めるとき

（委員会の勧告を受けた国の行政庁の措

定等）

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政

の执行機関及び相手方である國の行政

の関与が違法であると認めるとき

（委員会の勧告を受けた国の行政

の执行機関及び相手方である國の行政

(調停)

委員会は、国の関与に關す

る審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁にその旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に関する事項は、政令で定める。

第三款 自治紛爭處理委員

第二百五十一條 自治紛争処理委員は、この法律

の定めるところによ

の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛

争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第一百四十三条第三項（第一百八十条の五第八項及び第一百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理と処理する。

の申請は係る審理を処理する

に、優れた識見を有する者の中から、総務大

臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この

場合においては、総務大臣又は都道府県知事

は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担

任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委

員に協議するものとする。

3 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

詫問するときには、その暗を失ふ。

一 当事者が次条第一項の規定により調停の申請を取り下げたとき。

二 自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき。

三 総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。

四 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。

五 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百五十一条の三第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。

六 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなりたときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。

五百五十条の九第二項、第八項、第九項（第一号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。

6 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停を打ち切たときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第一項の調停は、当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知しなければならない。

8 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

9 自治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。

10 第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の要旨及び調停の経過の公表についての決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。
 (審査及び勧告)

府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があり、文書により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならぬ。

3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する当該市町村の法令に基づく協議の申出が都道府県の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該市町村の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないことについて、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

4 前三项の規定による申出においては、次に掲げる者を相手方としなければならない。

一 第一項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の関与を行つた都道府県の行政庁

二 第二項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の不作為に係る都道府県の行政庁

三 前項の規定による申出の場合には、当該申出に係る協議の相手方である都道府県の行政庁

5 第二百五十条の十三第四項から第七項まで、第一百五十条の十四第一項、第二項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第一項の規定による申出について適用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「国の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十三第四項並びに第二百五十条の十四第一項及び第二項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条第三項」と読み替えるものとする。

第2百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第三項及び第五項並びに第二百五十条の十

五から第二百五十条の十七までの規定は、第一項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村の執行機関」と、「国」の行政庁とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第三項」と読み替えるものとする。

第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第四項及び第五項並びに第二百五十条の十七まで規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村の執行機関」と、「国」の行政庁とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十四第四項中「当該協議に係る普通地方公共団体」とあるのは「当該協議に係る市町村」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第三項」と読み替えるものとする。

自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は前項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をしたときは、直ちにその旨及び審査の結果又は勧告の内容を総務大臣に報告しなければならない。

第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた都道府県の行政庁は、当該勧告に係られた期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を総務大臣に通知しなければならない。この場合においては、総務大臣は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

総務大臣は、前項の勧告を受けた都道府県の行政庁に対し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

十一 自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項、第六項において準用する第二百五十条の十四第三項又は第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定により審査をする場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。

十二 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。

十三 第十一項の調停案に係る調停は、調停案を示された市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が総務大臣に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁にその旨を通知しなければならない。

十四 総務大臣は、前項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から文書の提出があったときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

十五 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による都道府県の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

二 第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による都道府県の関与が違法であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

三 第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による第二項の申出に理由があるかどうかについての決定及び第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による勧告の決定

四 第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による第三項の申出に係る協議について当該協議に係る市町村がその義務を果たしているかどうかについての決定

五 第五百項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十五第一項の規定による関係行政機関の参加についての決定

六 第五百項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十六第一項の規定による証拠調べの実施についての決定

七 第十一項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定

(処理方策の提示)

第二百五十二条の三の二 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策(以下この条において「処理方策」という)の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による処理方策の決定並びに項目の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(政令への委任)

第二百五十五条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告等についての規定は、この法律の規定によるものとする。

五百十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

口 委員会が当該審査の申出をした日から九日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十五条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる期間

四 第二百五十五条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののはか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申し出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）

五百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する申出が取り下げられた場合を定する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

三 第一項第二号ロ及び第三項第一号ロの場合又は、第二百五十五条の六第二項第三号に掲げる期間

四 第二百五十五条の七第三項の指示を行つた各市町村の執行機関が第二百五十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

五 第二百五十五条の七第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十五条の三第三項において準用する第二百五十五条の十三第三項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第一号イの場合又は、第二百五十五条の三第三項において準用する第二百五十五条の十三第三項本文の期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第一号ロの場合又は、第二百五十五条の六第二項第三号に掲げる期間

第二項及び第三項の訴えについては、行政事務の訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるわらず、同法第四十条第一項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

(連携協約)

第二百五十五条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

普通地方公共団体は、連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の例によりこれを終わなければならない。

公益上必要がある場合には、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。

連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争

第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が「となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する機関」という)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 共同設置する機関の名称
二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
三 共同設置する機関の執務場所
四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に關し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選舉すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

三 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方

法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任す

ること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

(議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すべきものと/or、委員が選任すべきものと/or、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議決によりこれを解職することができるものと/or、普通地方公共団体の議決においては、関係普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれをを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することが、できない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 委託する普通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關する事項

この法律その他これら機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

(議会事務局等の共同設置による準用規定)

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員が協議により定めた者について、規約で定めた普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定めた普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

第四款 事務の委託

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれをを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 委託する普通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關する事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他

- 再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してもものとする。
- 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。
- 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。
- 第五節 雜則**
- (組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求)
- 第二百五十二条の十七の五** 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
- 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 第二百五十二条の十七の六** 総務大臣は、必要があるときは、都道府県について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。
- 都道府県知事は、必要があるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。
- 総務大臣は、前項の規定によるほか、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。

- 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。
- 第二百五十二条の十七の八** 第五百二十二条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができ。 (長の臨時代理者)
- 第二百五十二条の十七の九** 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。(臨時選挙管理委員)
- 第二百五十二条の十七の十** 前条の臨時選挙管理委員に対する給与は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給与の例によりこれを定める。(在職期間の通算)
- 第二百五十二条の十八** 都道府県は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。)であつた者、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下本条中「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体

- 校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」といふ。)であつた者は市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。)であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用がある職員から引き継いで当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間のうちから、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を當該普通地方公共団体の職員としての引継いた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十八の二** 普通地方公共団体は、國又は他の普通地方公共団体の職員から引き継いで当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を當該普通地方公共団体の職員としての引継いた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十九** 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
- 第一節 大都市等に関する特例**
- (指定都市の機能)
- 第一 児童福祉に関する事務
- 第二 民生委員に関する事務
- 第三 身体障害者の福祉に関する事務
- 第四 生活保護に関する事務
- 第五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 第六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 第七 母子保健に関する事務
- 第八 障害者の自立支援に関する事務
- 第九 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 第十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

- 体の退職年金条例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十八の二** 普通地方公共団体は、第一項及び前項の規定
- 十一 結核の予防に関する事務

する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされる事務であつて、当該生命等の保護の措置に係るものに限る。）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限りある。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるとときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすれば、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

第一法律又はこれに基づく政令により指定都市

又は中核市が処理することとされていける事務

（法律又はこれに基づく政令によりこれら

とされている事務のうち政令で定めるもの

市以外の市町村が当該事務を処理することと

されている場合における当該事務を除く。）

第二前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこ

れに基づく政令により市町村が処理すること

とされている事務のうち政令で定めるもの

市以外の市町村が当該事務を処理することと

されている場合における当該事務を除く。）

第三第二百五十二条の十七の二第一項の条例又

は地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和三十一年法律第六百六十二号）第五十五

条第一項の条例の定めるところにより市町村

が処理することとされている事務

前項後段の規定による通知は、都道府県知事

その他の都道府県の執行機関を通じてすること

ができる。

第四二百五十二条の二十六の五 各大臣は、国民

安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は

発生するおそれがある場合において、当該国民

の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重

大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案し

て、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定により普通地方公共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

第五二百五十二条の二十六の六 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないと認めるときは、他の法律の規定に基づき

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員に対し、応援を求める

ことができる。この場合において、応援を求める

おそれがある場合において、生命等の保護の

措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないと認めるときは、他の法律の規定に基づき

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

第六二百五十二条の二十六の七 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第七二百五十二条の二十六の八 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないと認めるときは、他の法律の規定に基づき

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

第八二百五十二条の二十六の九 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の知事は、他の都道府県の委員会若しくは委員（以下この条において「事態発生市町村の知事等」という。）又は当該国民の安全に重大な

影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するお

それがある市町村の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「事態発生市町村の長等」という。）を応援することを求めるよ

うことができる。

第九二百五十二条の二十六の十 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十二百五十二条の二十六の十一 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十一二百五十二条の二十六の十二 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十二二百五十二条の二十六の十三 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十三二百五十二条の二十六の十四 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十四二百五十二条の二十六の十五 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十五二百五十二条の二十六の十六 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十六二百五十二条の二十六の十七 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十七二百五十二条の二十六の十八 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十八二百五十二条の二十六の十九 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第十九二百五十二条の二十六の二十 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

等の保護の措置に關する指示

基づき当該生生命等の保護の措置に關し必要な指

示をすることができる場合を除き、閣議の決定

を経て、その必要な限度において、普通地方公

共団体に對し、当該普通地方公共団体の事務の

処理について当該生命等の保護の措置の的確か

かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關

し、必要な指示をすることができる。

第二十二百五十二条の二十六の二十一 都道府県知事は、

國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

事等は、第二項若しくは第三項の規定による求め又は前項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が困難な場合は、
外部監査契約に基づく監査によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第二百五十二条の二十六の十 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、前条の規定によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第一節 通則
(外部監査契約)

第一節 通則

「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

は、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は

町村が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の

監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査委員会

3 行う者と締結するものをいう。
この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公团体が、当該各号に掲げる者は、それぞれに記載するこ

該各号に掲げる請求又は要求があつた場合は、当該請求又は要求の定めによつて、この法律の規定によつて、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに、若

第二回に於ける監査の結果は、この報告書の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものである。

一 いう。
第二百五十二条の三十九第一項に規定する
普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求する

二 第一百五十二条の四十第一項に規定する並
通地方公共団体 第九十八条第二項の請求
三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する

普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要求

普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要求

普通地方公共団体 第一百四十二条第一項の
請求（外部監査契約を締結できる者）

卷之三

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外
部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体
(外音監査契約を締結できる者)

一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

二 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの。

普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかるらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。

前二項の規定にかかるらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

二 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これら処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これら処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

五 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

八 当該普通地方公共団体の議会の議員

九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めた者

十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十二 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算算人（特定の事件についての監査の制限）

（特定の事件についての監査の制限）

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）

第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たつては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

監査委員は、監査を実施するに当たつては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

- 第二百五十二条の三十一** 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者的注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。
- 2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。
- 3 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなりた後であっても、同様とする。
- 4 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 5 外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- (外部監査人の監査の事務の補助)

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。

5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなりた後であつても、同様とする。

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつた場合には、法令により公務に従事する職員とみなす。

たときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

じめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

二 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

- 9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなりたことを告示しなければならない。
- 10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。
- (外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会・長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長・書記その他の職員・監査専門委員又は第一百八十一条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

3 (議会による説明の要求又は意見の陳述)

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるとときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

3 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができる。

(外部監査契約の解除)

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるとときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることがある。

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人に対する説明を述べることができる。

3 (議会による説明の要求又は意見の陳述)

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるとときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることがある。

3 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人に対する説明を述べることができる。

4 (議会による説明の要求又は意見の陳述)

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるとときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることがある。

3 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人に対する説明を述べここ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

四十四条の一第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができる。監査委員は、監査の結果に基づいて監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。
監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員による意見を提出することができる。
第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査委員会は、當該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。

該通知に係る事項を公表しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知の規定による監査の特例) 第三百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、同項の請求をする場合には、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第七十五条第一項の請求に係る個別外部監査の請求は、直ちに、政令で定めたところにより、当該請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめは、政令で定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

前項の個別外部監査契約を締結する場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

二 個別外部監査契約の期間

三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

四 前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

5 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該個別外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。

6 前項の規定により第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方法公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

8 前条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、事務の監査の請求に係る個別外部監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付するとともに、公表しなければならない。

外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会から個別外部監査の請求に係る事項について監査しなければならない。

六
第一百九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとす

(第一百九十九条第六項の規定による監査の特例)
第二百五十二条の四十一 第一百九十九条第六項の

要するに係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による求めることができる。

前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第六項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかるわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査を行わない。

3 長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によるについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第二百五十二

条の四十一年第三項」と、「長は、当該通知がある日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならぬ」とある。

「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは、「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の請求について」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に

政治的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四

十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第一百四十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合においては、

3 2
外部監査契約に基づく監査によることを求める
ことができる。
前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第七項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。
財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約によることを求める

約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければなら

4 第三百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の

請求について」とあるのは、「第二百五十二条の四十二第一項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは、「同項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは、「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に

係る個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。
前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査の要

約の期間内に、財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十三条の三十八の規定は、財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第一項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができるることを別二、三つ手筋四六六六四三四

3 定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があるまで

等（一）とあるのは、「公益法人等（認可地縁団体及び一」とする。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受けたときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受けたときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の五 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体の構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないとき限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務

前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令の規定による規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合にあらざらない。ただし、総構成員の五分の一の割合にあらざらない。ただし、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものと除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）する場合に限り、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結果に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散した場合における清算

前条の規定により清算する場合に、清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため清算の場合は除き、代表者がその清算人となる。

ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総構成員は、表決権を有しない。

この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算する場合に、清算人若しくは検察官の請求により又は職務を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、清算人を選任することができます。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職務で、認可地縁団体の清算人を選任することができます。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をする旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の二十九 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

認可地縁団体の清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第二百六十条の三十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十一 清算中に認可地縁団体の財産が、その債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人

にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

前項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合に、認可地縁団体が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聽かなければならぬ。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体があつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

可地縁団体があつては、当該清算人及び監事は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体は、前条第三項の認可の通知のあつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間に以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをそのままたる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間に以内に、その認可の通知があつた日から二週間に以内に、その債権者に対し、合併に異議があつた一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に對しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間に内に異議を述べたときは、合併を承認したものとみなす。

第二百六十条の四十二 合併により設立した認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行ふ認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保有又は移転の登記をすることについて異議のあ

は、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により設立した認可地縁団体が当該不動産の負担部分及び前項の財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に關し行政府の認可その他处分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨の他、総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつものとみなす。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十号に係る部分に限る）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたとき。

二 認可地縁団体が不正な手段をした認可地縁団体は、当該認可に係る合併を受けたとき。

三 前条第一項の規定による告示後に前項（第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたとき）に係る部分に限る）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が受けたとき。

四 認可地縁団体が当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保有又は移転の登記をすることについて異議のあ

前二項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号）の全部又は一部の所在が知れない場合において同じ。又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつたもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該不動産の表題部所有者（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行ふ認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

四 当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保有又は移転の登記をすることについて異議のあ

る当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これら

の間の調整を行ふよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要な措置を講じなければならない。

市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連することにより、地域共同活動と一緒に行われることにより、市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は

市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかるらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

市町村は、

る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

件を議決するものとする。

特例一部事務組合につては、第二項に規定
ればならない。

する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一一致する議決によらなければならぬ。

特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に通知、報告、提出出

し、又は勧告することとされている事項の議会への通知、報告、提出又は勧告は、当該特例一部第1号且今(執行機関)等に日本(のまゝ)通じて、

当該事項を全ての構成団体の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することにより行うも

前編第六章第一節（第九十二条の二に限る。）

除く)、第七節及び第十二節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の一、第九十九条、第一百

条の二及び第一百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第一百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、

及び「議会」とあり、第九十八条第二項並びに第一百条第一項から第五項まで及び第八項から第三項までの見三〇「議会」、「これら」、「並びに第三項」

百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議

会」と第九一七条第一項「法律」とあるのは「規約で定めると」るにより、「法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事

務組合の構成団体の議会の議員」と「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

第百六十条の規定により第百五十条第一項か

ら第九項までの規定を特例一部事務組合に準用

する場合には、同条第八項中「議会」とあるのは、「特例一部事務組合の構成団体の議会」と

読み替えるものとする。

る場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第一項中「議会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたものとみなす」と、第二百八十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとすることができる。
(議決方法の特例及び理事会の設置)

の議決すべき事件のうち政令で定める重要なもののについて当該議会の議決を求めるとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十九条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条第一項の規定によることとされる場合(同項の規定によりその例によることとされる場合)にあっては、

第二百九十条 第二百八十四条第一項 第二百八十五条第一項 第二百八十六条第一項
十六条(第二百八十六条の二第一項の規定に依りその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)を含む。)及び前二条の協議については

関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」

第二百九十一條 一部事務組合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の萬成團本は、その告知を受けた日

ら三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

前項の規定に依る事務組合の日占があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮詢してこれを決定しなければならない。

3
一部事務組合の議会は、前項の規定による議問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならぬ。

第三節 広域連合

権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の

2 定めることにより、該庄場連合が處理することとすることができる。

務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に
関連するものを、条例の定めるところにより

- 3 第二百五十二条の十七の二(第二項、第二百五十四条の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。) 4 都道府県の加入する広域連合の長(第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会) 第二百九十二条の第四項、第二百九十二条の五第二項、第二百九十二条の六第一項及び第二百九十二条の八第二項を除き、以下同じ。)は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

第二百五十九条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しよとうとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変

り、当該広域連合が処理することとすることができる。

更されたときを含む。)は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組成する地方公共団体の長に通告しなければならない。

5 組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要な措置があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対して、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

9 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(規約等)

10 第二百九十二条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項について規定を設けなければならない。
一 広域連合の名称
二 広域連合を組織する地方公共団体
三 広域連合の区域
四 広域連合の処理する事務
五 広域連合の作成する広域計画の項目
六 広域連合の事務所の位置
七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
九 広域連合の経費の支弁の方法

11 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を含むべき区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部の

みに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十五条の六第一項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十五条第二項及び第二百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

（議会の議員及び長の選挙）

第二百九十五条 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの）をいう。次項及び次条第八項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものの除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

（直接請求）

第二百九十六条 前項第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものの除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七

び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるとところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請する請求することができる。

権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合と、「以下この号において「指定都市」という。」）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのけでなく、「の区及び総合区」と、同条第八項並びに第十四条の四第三項及び第四項中「選舉権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に關し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十九条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表

者に通知しなければならない。
前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならぬ。

第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては

その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数について、同条第六項の規定は第二項の代数表者について、同条第七項から第九項まで及び

第七十四条の「から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十九条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特

別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求

(広域計画)
第二百九十二条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
2 広域計画は、第二百九十二条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む)。その他のこれを変更することが適当であると認められるときは、変更しようとするとき、広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
3 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならない。

第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人団口、面積、地方税の収入額、財政力その他の観的な指標に基づかなければならぬ。前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

の長に異議を申し出ることができる。

広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならぬ。

広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十九条の十三 第二百八十七条の三第一項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第一

前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十五条第一項）の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く。この場合、理事会は、広域連合にあつては、理事（機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十五条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く）が任命する者をもつて組織する。前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関する必要な事項は、広域連合の条例で定めたる。

（広域連合の分賦金）

第二百九十五条の九 第二百九十五条の四第一項
第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合

第二百九十五条の三第一項及び第三項 前条第一項並びに第二百九十五条の三第一項において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
(経費分賦等に関する異議)

第二百九十五条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十五条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十五条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに關し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十五条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて相

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十九条の十三において準用する第二百八十七条）によるものとし、三第二項の規定により長に代えて理事会を置く。）、広域連合にあつては、理事（及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十九条の十三において準用する第二百八十七条の三）により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会が任命する者をもつて組織する。）が前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定めることとする。

（広域連合の分賦金）

第二百九十九条の九 第二百九十九条の四第一項

第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならぬ。

2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしな

（經費分賦等に関する異議）

第二百九十二条 広域連合の運営に係る経費の分担に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十三条 第二百九十二条の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十二条の四第四項第一項第九号に掲げる事項に係るものに關し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十二条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十四条 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならぬ。

第二百九十五条 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

（一部事務組合に関する規定の準用）

(解散) 第二百九十一條の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第一項の規定による。この場合に於ける「解散」の意味は、第二百九十九条第一項の規定による。

第二百九十九条の十三 第二百八十七条の三第一項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第一

百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の三第一項」第三項若しくは第四項又は第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雜則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合について
は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に関する規定、その他のものについては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十二条の三第一項本文並びに第二百九十二条の十一第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十二条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。

(政令への委任)

第四章 財産区

第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施

第四節 雜則

(普通地公共団体に關する規定の準用)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。

前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、常例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

りその例によることとされる場合を含む)、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項(同条第十一項において準用する場合を含む)並びに第五項及び第九項(同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む)、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務(第二百四十二条)

設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第二百九十六条の五 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないよう努めなければならない。

財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対し不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならぬ。

第二百九十六条の六 ると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

財産区の事務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができます。

前項に規定するものの除外を除く外、同項の裁定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十七条 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に関しては、政令でこれを定める。

ととされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二百八十六条の二第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十九条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十五条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 都が第二百八十二条の四第一項、第二項（同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 市町村が第二百六十二条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二百九十九条 市町村が第七十四条の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項並びに第七十四条の三第三項（これらの規定を第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条に対する請求に係るものに限る。）並びに第八十一条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に

第一条 附則抄

これを施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第百八十九条乃至第百九十二条及び第百九十八条の規定は、なお、その効力を有する。

第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府県に関する職制に関しては、当分の間、なお、従前の都府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。

第五条 この法律又は他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県知事の補助機関である職員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまで従前の都府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるもののはか、第二百三十五条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十において第十八条及び第十八条の二を準用

第七条 金、土砂採取料、占用料及び過怠金
都道府県の退職年金及び退職一時金に關

する条例（以下本条中「退職年金条例」といふ。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を除く。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を除く。）の規定の適用を受ける市町村立学校職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外は、都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

第八条 削除

第五十九条 この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する法律は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十三条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事会員又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

第八条 削除
前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

2 都が第二百八十二条の四第一項、第二項(同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。)、第八項及び第十項の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 市町村が第二百六十二条の二第一項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二百九十九条 市町村が第七十四条の二第一項

当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられるとはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるものほか、第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用地料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十一において第十八条及び第十八条の二を準用

第七条 金、土砂採取料、占用料及び過怠金
都道府県の退職年金及び退職一時金に關

する条例（以下本条中「退職年金条例」といふ。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を除く。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を除く。）の規定の適用を受ける市町村立学校職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外は、都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

第八条 削除

第五十九条 この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する法律は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十三条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事会員又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていなければ、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合には、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又

令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事会員又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これららの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれららの規定に相当する規定を指しているものとする。

第八条 削除
第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員

第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選舉管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱いに関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十三条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十四条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中都道府県參事會若しくは都道府縣參事會員又は市參事會若しくは市參事會員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議會の議員に関する規定とみなす。

法律	砂防法 （明治三 十九号）	一　この法律の規定により地方公共 團体が処理することとされている事 務のうち次に掲げるもの
律第二 十年法	イ　第四条第一項、第五条、第六条 第二項、第七条、第八条、第十一條 ノ二第一項、第十五条から第十七条 まで、第十八条第二項、第二十二 条、第二十三条第一項、第二十八条 から第三十条まで、第三十二条第二 項、第三十六条及び第三十八条の規	

(昭和三十六年法律第二百三十五号)の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立て又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七条第一項後段の規定による处分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九条の三第三項の規定を適用することができる。

第二十一条 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

第二十条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。前項の者は、選挙人名簿にこれを登録することができない。

第十九条 削除

第十七条 他の法令中從前郡長の管轄した区域に
関する規定は、郡に関する規定とみなす。但し、
政令で特別の規定を設けることができる。
第十八条 他の法令中都議会議員選挙管理委員会、
道府県会議員選挙管理委員会、市町村会議員
選挙管理委員会若しくは市町村会議員選挙管
理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定
は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ず
るものとの選挙管理委員会に関する規定とみな
す。

運河法 （大正二年法律第十六号）	公有水面埋立法（大正十年法律第七号）	事務
第二条、第三条第二項、第四条第一項から第四項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第五条から第十条まで、第十八条及び第十九条ノ三の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	定により都道府県が処理することとされている事務
一 第二条第一項及び第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第三条第一項から第三項まで（第十三条ノ二第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十一条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条第一項、同条第二項（竣工認可の告示に係る部分に限る。）、第二十五条、第三十一条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項並びに第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	ロ 第六条第二項、第七条及び第十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	
二 第十四条第三項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により都道府県が第二条により国土交通大臣の指定した土地の管理に関し処理することとされている事務	

第七十 六年法律 (大正十 六年)	六号	軌道法 （大正十 六年法律 （昭和六十 一年法律 第九十二 年））	第八条第一項、第十条、第十二条 二項、第十三条、第二十四条並びに 第二十六条において読み替えて準用 する鉄道事業法（昭和六十一年法律 第五十六条第一項及び第二項の規 定により都道府県又は指定都市が処 理することとされている事務）
十一 年	勅令第 十八	物価統 制令（昭 和二十 一年）	第三十条第一項の規定により都道 府県が行うこととされる事務
十二 年	法律第 三十五 号	会計法 （昭和二十 二年）	第四十八条第一項の規定により都道 府県が行うこととされる事務
十二 年	法律第 百号	船員法 （昭和二十 二年）	第一百四条第三項の規定により都道府 県が処理することとされている事務
（昭和二 年）	灾害救 助法	この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち次に掲げるもの	
（昭和二 年）	法律第 百十八 号	一 第四条第三項、第七条第一項及 び第二項、同条第四項において準用 する第五条第二項、第七条第五項、 第八条、第九条第一項、同条第二項 において準用する第五条第二項及び 第三项、第十条第一項及び第二項、 同条第三項において準用する第六条 第三项、第十一条、第十二条並びに 第十四条の規定により都道府県等が 処理することとされている事務	
（昭和二 年）	法律第 百十八 号	二 第二条及び第十三条第一項の規 定により都道府県が処理することと されている事務	
（昭和二 年）	法律第 百十八 号	三 第一条の二第一項及び第二項の 規定により救助実施市が処理するこ ととされている事務	

農業協同組合法(昭和二年法第百三号)	農業協	この法律(第九十八条第十五項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十条第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。)
最高裁判所裁判官国審査会(昭和二年法第百六十号)	最高裁	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

第十九条	法第百四十四号	和第二律	昭四十一年	に付する法の等の大臣に係る権限の法律
第二十条	法第百二十二号	和第二律	昭十二年	戸籍法(昭和二年)
第二十一条	法第百二号	和第二律	昭十二年	処理することとされている事務
第二十二条	法第十四号	和第二律	昭十二年	第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
第二十三条	食品衛生法(昭和十二年)	和第二律	昭十二年	第一条第一項の規定により市町村が処理することを含む。)の規定により処理するもの

所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	予防接種	（昭和二十三年法律第百九号）
第六条、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）	（昭和二十三年法律第百八十八号）	（昭和二十三年法律第百八十九号）
第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務	（昭和二十三年法律第百七十三条）	（昭和二十三年法律第百八十二条）
第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務	（昭和二十三年法律第百七十三条）	（昭和二十三年法律第百八十二条）
（都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされるい事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされるものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務	（昭和二十三年法律第百七十三条）	（昭和二十三年法律第百八十二条）
（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）	（昭和二十三年法律第百七十三条）	（昭和二十三年法律第百八十二条）

和 法 金 政 政 法 規 正 資 二 十 昭 七 号	政 治 規 正 資 本 百 四 十 法 律 第 十 三 年	法 律 第 十 三 年	法 律 第 百 三 十 号	教 科 書	船 員 職 業 安 定 法 (昭 和 二 十 三 年)	大 麻 取 締 法 (昭 和 二 十 三 年)	第三十三条の七第四項の規定に より、平成十七年度までの間、都道 府県が処理することとされている事 務（都道府県の行う許可に係るもの に限る。）
一 この法律の規定により都道府県 が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの	第一 十二条から第十二条までの規定によ り市町村が処理することとされてい る事務	第十一条 第十条から第十二条までの規定によ り市町村が処理することとされてい る事務		第五条第一項、第六条第二項及び第 七条第二項の規定により都道府県が 処理することとされている事務並び に同条第一項の規定により市町村が 処理することとされている事務	一 第十四条第二項の規定により市 町村が処理することとされている 事務	第四条第二項、第十四条、第十六条 第二項及び第二十一条第一項の規定 により都道府県が処理することとさ れている事務	第三十三条の八第一項の規定に より、平成十八年度から平成三十七 年度までの間、都道府県が処理する こととされている事務（都道府県の 行う許可に係るものに限る。）

測量法 (昭和二年)	水産業 協同組合 (昭和二十四年) 法律第十二号	保健師 看護師 (昭和二十三年) 法律第二百三号	歯科医 (昭和二年) 法律第二百二号	第三項において準用する同法第十 八項前段、同条第十項及び第十一項 (これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む)、第六 条第三項、第七条第四項及び第七 条第五項において準用する行政手 続法第十五条第一項及び第三項(同 法第二十二条第三項において準用す る場合を含む)、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 處理することとされている事務
第十四条第三項 (第三十九条において 準用する場合を含む)、第二十一 条	第三項において準用する同法第十 八項前段、同条第十項及び第十一項 (これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む)、第六 条第三項、第七条第四項及び第七 条第五項において準用する行政手 續法第十五条第一項及び第三項(同 法第二十二条第三項において準用す る場合を含む)、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 處理することとされている事務			
法律第百八 十号	土地改 良法 (昭和二十四年) 法律第二百九 十号	漁業法 (昭和二 十六年) 法律第二百六 十七号	渔业法 (昭和二十 四年) 法律第二百四 十五号	第三項において準用する同法第十 八項前段、同条第十項及び第十一項 (これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む)、第六 条第三項、第七条第四項及び第七 条第五項において準用する行政手 續法第十五条第一項及び第三項(同 法第二十二条第三項において準用す る場合を含む)、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 處理することとされている事務
法律第百八 十号	私立学 校法 (昭和二十 四年) 法律第二百七 十号	私立 学校 (昭和二 十四年) 法律第二百 七号	相続税 法 (昭和二十 二年) 法律第 一百三 号	第三項において準用する同法第十 八項前段、同条第十項及び第十一項 (これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む)、第六 条第三項、第七条第四項及び第七 条第五項において準用する行政手 續法第十五条第一項及び第三項(同 法第二十二条第三項において準用す る場合を含む)、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 處理することとされている事務
法律第百八 十号	公職選 舉法 (昭和二十 五年) 法律第 一百号	公職選 舉法 (昭和二十 七年) 法律第 一百三 号	公職選 舉法 (昭和二十 二年) 法律第 一百三 号	第三項において準用する同法第十 八項前段、同条第十項及び第十一項 (これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む)、第六 条第三項、第七条第四項及び第七 条第五項において準用する行政手 續法第十五条第一項及び第三項(同 法第二十二条第三項において準用す る場合を含む)、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 處理することとされている事務

<p>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百七号）</p> <p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの、市町村が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p> <p>この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p> <p>第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p> <p>第一項、第七条第一項、第十一条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二项及び第四项、第十六条の二、第二十二条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（販売業者に係るものと除く。）</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十三年法律第百三号）</p> <p>第一項、同条第二項（第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の九、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の六第一項及び第六項、第五章第四節、第四十条の三、第四十条の七、第六章並びに第五十五条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p> <p>三 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p> <p>第一項、第七条第一項、第十一条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二项及び第四项、第十六条の二、第二十二条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（販売業者に係るものと除く。）</p>
---	---

四号	百四十 法律第 十五年 (昭和二 十五年)	生活保 護法	
一	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項(これらは規定を同条第九項において準用する場合を含む。)並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二项及び第五项、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで(第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。)、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十三条第四項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。)、第五十五条の四第一項、同一条第二項及び第三項(これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条的第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四项、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務	通知(第二号イ及びロに掲げる处分に係るもの)を除く。)	五 第三十一条第七項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るもの)を除く。)
四	第三十三条第六項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るもの)を除く。)	四 第三十一条第六項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るもの)を除く。)	六 第三十二条の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るもの)を除く。)

九条の三第四項及び第五十四条の二第五项において準用する場合を含む。)並びに第五十四条の二第六项及び第五十五条第二项において準用する場合を含む。)並びに第五十九条の二第一项、第四十九条の三第一项、第五十条第二项、第五十条の二及び第五十一条第二项、第五十三条第一项及び第三项(これららの規定を第五十四条の二第五项五项及び第六项並びに第五十五条の二に二项において準用する場合を含む。)、第五十四条第一项(第五十四条の二第五项及び第六项並びに第五十五条第二项において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一项、第五十五条第一项、第五十五条第二项(第七十八条第四项において準用する場合を含む。)、第七十八条第一项から第三项まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二项から第四项までの規定により処理することとされている事務

三 市町村が第二十九条第二项、第四十三条第一项、第七十七条第一项、第七十七条の二第一项、同条第二项(第七十八条第四项において準用する場合を含む。)及び第七十八条第一项から第三项まで並びに第七十四条の二において準用する社会福利法第五十八条第二项から第四项までの規定により処理することとされている事務

四 福祉事務所を設置しない町村が第十九条第六项及び第七项、第二十条第十项並びに第二十五条第三项の規定により処理することとされている事務

植物防 疫法 (昭和二 十五年 法律第 五百一 号)	国会議 員の選 挙等の 執行經 費の基 準に關 する法 律(昭和 二十九 年法第 一百九 七号)	建築基 準法(昭 和二十 五年法第 一百五 二号)	地方交 付税法 (昭和二十 五年法第 一百十 号)	文化財 保護法 (昭和二十 五年法第 一百十 号)	港湾法 (昭和二 十五年 法律第 三百四 号)
第二十一条の規定により都道府県が 処理することとされている事務	第四条第十五項から第十七項まで、 第四条の二第二項から第六項まで、 第四条の三第四項、第六項及び第七 項、第五条第十六項から第十八項ま で並びに第十三条第一項ただし書の 規定により都道府県が処理すること とされている事務	第十五条第四項、第十六条及び第七 十七条の六十三の規定により都道府 県が処理することとされている事務 並びに第十五条第一項から第三項ま での規定により市町村が処理するこ ととされている事務	第五条第三項、第十七条第一項、第 十七条の三第二項、第十七条の四第 一項後段、第十八条第一項後段及び 第二項後段の規定並びに第十九条第 七項後段及び第八項後段(これらの 規定を第二十条の二第四項及び附則 第十五条第四項において準用する場 合を含む)の規定により都道府県 が処理することとされている事務	第一百十条第一項及び第二項、第一百 二条第一項並びに第百十条第三項及 び第一百十二条第四項において準用す る第百九条第三項及び第四項の規定 により都道府県又は指定都市が処理 することとされている事務	第四条第四項(第九条第二項及び第 三十三条第二項において準用する第 三百三十二条)と同一の規定により都 道府県が処理することとされている事 務

法律第 二百 十 八号)	<p>第九条第二項、第三十三条第二項及び第五十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十二項及び第十三項（これららの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第九条第三項並びに第五十六条第一項（水域を定める事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第四条第四項の規定により処理することとされないとされているものについては、同項の規定による都道府県知事が行う協議に関するものに限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県知事が行う協議に関するものに限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く。）</p> <p>この法律の規定により道府県が処理することとされている事務のうち、第三百八十八条第一項の規定により同項に規定する固定資産評価基準の細目を定める事務、第四百一十九条第一項に規定する事務及び附則第七十条第二項後段に規定する事務</p> <p>二 第二条第三項、第八条、第九条予防法（昭和二年四月四日法律第十七号）</p> <p>狂犬病予防法（昭和二年五月十五日法律第二百四十二条）</p> <p>地方税法（昭和二十年六月二十二日法律第二百二十二条）</p> <p>法</p>
-----------------------	---

社会福祉法 （昭和二十六年四月五日法律第十六号）	保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務	三 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされるいる事務
一 都道府県が第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第二項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四、第五十六条第一項、第四项から第八項まで及び第九項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百四十二条並びに第二百二十二条の規定により処理することとされている事務	二 市が第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四项、第四十六条第一項、第五十六条第二項、第五十五条の三第一項、第五十六条号、第二项及び第三项、第四十五条の四、第五十六条第一項、第五十七条の五、第五十八条第三項及び第五项、第五十九条の三第一項、第五十五条の四、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百四十二条並びに第二百二十二条の規定により処理することとされている事務	三 町村が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十五条

一項において準用する場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事務

土地収用法(昭和二十九号)十六年法律第二百十号) 二十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。) 一 都道府県が第十一条第一項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項及び第三項(第十五条の七第二項において準用する場合を含む)、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する仲裁法、第二十四条第四項及び第五項(第二十六条の二第三項、第三十四条の四第三項、第三十六条の二第四項及び第四十二条第四項(第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む)、第三十四条の二第二項、第二十八条の三第一項、第三十条第二項及び第三項(第三十条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第三十四条の二第二項において準用する第十九条第一項前段及び第二項、第三十四条の三、第三十四条の四第一項、第三十六条第五項、第四十一条において準用する第十九条、第四十二条第一項、第五项及び第六項(第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第四十五条第一項、第四十二条第一項、第五项及び第六項(第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第五十五条の二、第四十六条第一項及び第五十七条、第四十七条の四第二項及び第五项(第五十五条の二第二項、第四十七条の三第五項において準用する第十九条第一項前段、第四十七条の四第一項、第五十五条第一項、第二項及び第四项、第六十五条第一項、第四十七条の三第五項において準用する第十九条第一項前段、第四十七条の四第一項、第五十五条第一項、第二項及び第四项、第六十五条第一項、第六十五条の二第二项、第六十六条第三項(第一百二十条において準用する場合を含む)、第八十一条第三項、第八十二条第二項から第四项まで及び第六项、第八十三条第二項、第八十三条第三項から

地收法二和

<p>第六項まで（第八十四条第三項及び第一百二十三条第六項においてこれら</p> <p>の規定を準用する場合を含む。）、第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十九条第一項、第九十条の三第一項、第九一条の四、第一百条の二第三項において準用する第九十四条第一項、第九十五条第一項及び第三項、第一百四条の二において準用する第九十四条第一項、第一百七十七条において準用する第十九条、第一百八十八条第一項及び第五项、第一百九十九条及びに第一百三十三条第一項及び第三項の規定</p> <p>（第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第十二条第二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第二十六条の二第二項、第三十四条的四第二項、第三十六条第四项、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第二項、第一百二十二条第一項、第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p>	<p>森林法 （昭和二十六年法律第十九号）</p> <p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされ</p>
---	---

第六項まで（第八十四条第三項及び第一百二十三条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第

二 第二十七条第二項及び第三項
（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務三、第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）
四 第三十一条、第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）
五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）

法律第 二百五 十二条)	取締法 (昭和二 十六年)	出入国 管理及 び難民 認定法 (昭和二 十六年)	旅券法 (昭和二 九年)	第四条第一項（第三十条の五において準用する場合を含む。）、第五条第二項（第三十条の五において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項及び第二項（覚醒剤製造業者に係る部分に限るものとし、これらの規定を第三十条の五において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（第三十条の五において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（覚醒剤製造業者に係る部分に限るものとし、これらの規定を第三十条の五において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（第三十条の五において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十四条第一項（覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者に係る部分に限る。）、第三十条の六第四項、第三十一条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第一項及び第二項、第三十一条の三十九、第三十二条第一項及び第二項、第三十五条第三項並びに第三十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
二百六 十七号)	法律第 十六年	政令第 三百十 九号)		第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第八条第一項及び第三項、第九条第一項及び第三項、第十九条の八第一項及び第十九条の八第二項及び第十九条の九第一項及び第十九条の八第一項及び第十九条の八第二項及び第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

す位隊衆け国に域及くに第障安力相の衆りと日
るにの國るに日並び施基六条全及互間國カア本
協関地軍合お本び区設づ條約保び協のと合メ國

<p>第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>第九条第二項において準用する土地収用法第八十一条第三項の規定、第十四条の規定により適用される土地収用法第九十四条第四項において準用する同法第十九条、同法第九十五条第五項、同条第六項において準用する同法第五十条第一項、第二項及び第四項、第六十五条第一項、第六十五条の二第七項並びに第六十六条第三項並びに同法第九十四条第七項、第八項及び第十一項の規定、第十六条第二項及び第三項（第十七条第三項において準用する土地収用法第九十四条第十一項の規定、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第六項の規定並びに第二十六条において準用する公</p>	<p>第四十条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

号百法十(昭和七年二月)道六百法十(昭和七年二月)業物宅
八律七(昭和七年二月)路七律七(昭和七年二月)取地
十第年二法
十第年二法引建
号百法十(昭和七年二月)置別用等の土に使地伴
四律七(昭和七年二月)施定の土に使地伴

共用地の取得に関する特別措置法第
二十三条第二項、第二十四条、第二
十五条、第二十六条第一項、同条第
二項において準用する土地収用法第
八十三条第四項から第六項まで、第
二十九条第二項、第三十四条及び第
三十七条第二項において準用する同
法第九十四条第十一項の規定により
都道府県が処理することとされてい
る事務

五条第一項、同条第二項において準用する第二十二条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項、及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七项、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項及び同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされている事務（第九十五条（第一項の規定により国道に関することと定市以外の市町村が処理することとされる事務（政令で定めるものを除く。））の規定により処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。））。

農地法 (昭和二十七年法律第十九号)	二 第十七条第八項の規定により国道にに関する事務とされている事務(第九十四条第五項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務)。
	一 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)。
	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの。
	一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。)
	二 第四条第一項、第二項及び第八項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(同一の事業的目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)。
	三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)。
	四 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)。
	五 第四条第四項及び第五項(これらの規定により都道府県等が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)に限る。)
	六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聞く事務(同一の事業の規定を同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務)。

の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの(意見を述べる事務に限る。)に限る。)
七 第四条第一項、同条第二項から第五項まで(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)。
八 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項において準用する第四条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)。
九 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)
十 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)に限る。)
十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)に限る。)
十二 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。)
十三 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を聞く事務(同一の事業の規定を記載した書面を添える事務を除く。)に限る。)

に障安力相の衆りと日本基条全及互間国カア本づ約保び協のと合メ国	が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)
	十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)に限る。)
	十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)
	十九 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。)
	二十 第五十五条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)に限る。)
	二十一 第五十二条から第五十二条までの三までの規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)

八和法等宅防寒年二(北海道十昭進設住道)	きに日本國軍隊水面使用する業制等に伴う船の操縦に限る漁業にのの合メ本
リカ国に本の合メア	第十二条の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

法律第二百四十九年法	法律第二百五十年法	法律第二百五一年法	法律第二百五二年法	法律第二百五三年法	法律第二百五四年法
律 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)	和 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)	和 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)	和 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)	和 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)	和 第 年 二 (衛 百 法 十 昭 隊)
九	九	九	九	九	九
和	和	和	和	和	和
法	法	法	法	法	法
自	自	自	自	自	自
律	律	律	律	律	律
第	第	第	第	第	第
九	九	九	九	九	九
和	和	和	和	和	和
法	法	法	法	法	法
第	第	第	第	第	第
年	年	年	年	年	年
二	二	二	二	二	二
((((((
衛	衛	衛	衛	衛	衛
百	百	百	百	百	百
法	法	法	法	法	法
十	十	十	十	十	十
昭	昭	昭	昭	昭	昭
隊	隊	隊	隊	隊	隊

一項、第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第一項及び第三项並びに第三十八条の規定により都道府県が処理することとされる事務（第五条第一項から第五項まで、第十四条の五第一項、第十五条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二项、第四项、第五项及び第七项、同条第八项において準用する）。

第二条第一項、第二条の三第四項（同条第七项において準用する場合を含む。）、第五条第二项から第五项まで、第十三条、第十四条の五第一項、第十五条、第十六条第一項及び第三项並びに第三十八条の規定による事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

第二条第一項、第二条の三第四項において準用する第十二条の二第二项及び第三项、第十九条第一項、第三项及び第四项、第二十条第一項及び第二项、第二十一条第一項から第三项まで、同条第四项において準用する第十二条の二第二项、第二十二条第二项、同条第三项において準用する漁業法第二项及び第三项、第二十二条の三第二项、第二十七条第二项、第三项前段、第一百七十七条第二项、第三项の規定から第八项まで、第十一项及び第三项、第二十二条第二项、同条第三项において準用する第十二条の二第二项、第二十二条第二项、第三项第一项、第三十二条第三项、第二十三条第三项、第三十五条第一项及び第三项並びに第三十八条の規定により市町村が処理することとされている事務（第五条第二项から第五项まで、第十四条の五第一項、第十五

定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る)、第五十三条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により運営する法律(昭和三十一年法律第一百二十号)の組織及び運営に関する法

租税特別措置法（昭和三十年法律第二十六号）

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

一 都道府県が処理することとされている第二十九条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六条項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六第六十二条、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六

の十第二十八項、第七十条の七第一十五項（第七十条の七の五第二十七項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務二市町村が処理することとされてゐる第二十八条の四第三項第七号に及び口並びに第三十一条の二第二項第十五号にて規定する認定の事務

目的多 特定法 ム (昭和三 十二年 法律第 三百五 号)	自然公 園法 (昭和三 十二年 法律第 一百六 十號)	第三十二条第一項の規定により都道 府県が処理することとされている事務
生活衛 生關係 營業の 運営の	第五十六条の三第五項及び第五十七条 条第三項前段の規定により都道府県 の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務	第二十条第一項、同条第二項において 準用する第五条第三項、第二十一 条第一項、同条第二項において準用 する第五条第三項、第二十二条第一 項、同条第二項において準用する第 五条第三項及び第六十七条第一項 (利用調整地区に係る部分を除く。 の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務

	地 等 す 方 べ	号六律二和律す興及適 十第年三へるにび正 四百法十昭法閑振化
一 、 て 準 用 十 る 易 き ど 含 ば く 第 七 条、 第 八 条 (第 四 十 五 条 に		

十四号)	住宅地改良法(昭和五年法)	国民健康保険法(昭和三十年法)	都道府県の整備に関する法律(昭和三十九年法)	首都圏の整備と都市開発に係る法律(昭和三十九年法)	びに第四十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務
十五号)	小売商業調整法(昭和三十一年法)	国民年金法(昭和三十四年法)	特別措置法(昭和四十一年法)	医薬品、器具等の品質、有効性の確保に関する法律(昭和三十五年法)	二、三第一項及び第三項(これらの規定を適用することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの) 一、都道府県が第八条において準用する土地収用法第二十四条第四項及び第五項並びに同法第二十五条第二項、この法律第二十条第一項、第三项、第五项まで及び第七项、第七十六条の五項第一項及び第二項、第七十七条の二及び第七十八条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二、第二十一条、第六十九条第一項、第四项及び第六项、第七十条第一項及び第三项、第七十一条、第七十二条第三项並びに第七十二条の五項第一項及び第二項、第七十六条の八第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
十六号)	農業組合法(昭和三十六年法)	薬剤師法(昭和三十五年法)	第五号)	医薬品、器具等の品質、有効性の確保に関する法律(昭和三十五年法)	一、第二十一条、第二十三条の四十一、第六十九条第一項、第四项、第六项及び第七项、第六十九条の二第二項、第七十条第一項及び第三项、第七十一条、第七十二条第三项並びに第七十二条の五項第一項及び第二項、第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二、第二十一条、第六十九条第一項、第四项及び第六项、第七十条第一項及び第三项、第七十一条、第七十二条第三项並びに第七十二条の五項第一項及び第二項、第七十六条の八第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
十七号)	畜産定営法(昭和三十六年法)	社会福祉施設手当法(昭和三十六年法)	五百法第十九号)	公地の取扱いに関する法律(昭和三十六年法)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの 一、都道府県が第八条において準用する土地収用法第二十四条第四項及び第五項並びに同法第二十五条第二項、この法律第二十条第一項、第三项、第五项まで及び第七项、第七十六条の五項第一項及び第二項、第七十七条の二及び第七十八条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二、市町村が第八条において準用する土地収用法第二十四条第二项及び第三项において準用する場合を含む。)により処理することとされている事務
十八号)	畜産定営法(昭和三十六年法)	社会福祉施設手当法(昭和三十六年法)	五百法第十九号)	公地の取扱いに関する法律(昭和三十六年法)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの 一、都道府県が第八条において準用する土地収用法第二十四条第四項及び第五項並びに同法第二十五条第二項、この法律第二十条第一項、第三项、第五项まで及び第七项、第七十六条の五項第一項及び第二項、第七十七条の二及び第七十八条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二、市町村が第八条において準用する土地収用法第二十四条第二项及び第三项において準用する場合を含む。)により処理することとされている事務

八十三	号)	踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十一号)	五号)	第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む)及び第十四条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務
八十二	号)	共同溝の整備等に関する措置(昭和三十一年法律第百三十二号)	八号)	この法律(第二十八条の二第二項及び第三項を除く。)の規定により都道府県等が処理することとされる事務

八十一	号)	和三十九年法律第百三十二号)	五号)	第三条第二項及び第三項(都道府県公安委員会の意見を聴く事務に係る部分に限る。)の規定により指定区内の一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が処理することとされている事務
-----	----	----------------	-----	--

八〇	号)	不動産鑑定評価に関する法律(昭和三十九年法律第百五十五号)	二号)	この法律(第二十二条第二項及び第一項、第四十三条第一項、第四十四条第二項、第四十七条第一項、第二项及び第四项、第五十二条、第五十三条第一項、第五十五条第一項及び第一项、第四项、第五十六条第一項及び第三项、第五十七条第一項及び第二项、第五十八条の二第一項、第五十九条第一項及び第一项、第六十条第一項及び第一项、第六十一条第一項及び第一项、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第一项、第六十四条第一項及び第一项、第六十五条第一項及び第一项、第六十六条第一項及び第一项、第六十七条第一項及び第一项、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項及び第一项、第七十一条第一項及び第一项、第七十二条第一項及び第一项、第七十三条第一項及び第一项、第七十四条第一項から第三项まで及び第五项、第七十五条第一項から第七项まで、第七十六条第一項及び第七十七条第一项(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第七十八条第一项、第七十九条第一项から第三项まで、第六项及び第八项、第九十条第一项、第九十二条第一项、第九十五条并びに第九十九条第二项の規定により、一級河川に関する都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
----	----	-------------------------------	-----	---

七九	号)	道路法を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十九号)	二号)	社(市ののみが設立したもの)が施行する新住宅市街地開发事業に係るものに限る。)が規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務
----	----	----------------------------	-----	---

七八	号)	河川法(昭和三十九年法律第百七十号)	二号)	この法律(第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務に係るものに限る。)の規定により都道府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)
----	----	--------------------	-----	---

七七	号)	五十八	二項)	附則第三項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務
七六	号)	五十九	二項)	第一項、第三十七条から第三十八条まで、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項、第二项及び第四项、第五十二条、第五十三条第一項、第五十五条第一項及び第一项、第五十六条第一項及び第三项、第五十七条第一項及び第二项、第五十八条の二第一項、第五十九条第一項及び第一项、第六十条第一項及び第一项、第六十一条第一項及び第一项、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第一项、第六十四条第一項及び第一项、第六十五条第一項及び第一项、第六十六条第一項及び第一项、第六十七条第一項及び第一项、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項及び第一项、第七十一条第一項及び第一项、第七十二条第一項及び第一项、第七十三条第一項及び第一项、第七十四条第一項から第三项まで及び第五项、第七十五条第一項から第七项まで、第七十六条第一項及び第七十七条第一项(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第七十八条第一项、第七十九条第一项から第三项まで、第六项及び第八项、第九十条第一项、第九十二条第一项、第九十五条并びに第九十九条第二项の規定により、一級河川に関する都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

七五	号)	五十九	二項)	二項、第三十二条第四項、第三十四
----	----	-----	-----	------------------

七四	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
七三	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
七二	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
七一	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
七〇	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六九	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六八	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六七	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六六	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六五	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六四	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六三	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六二	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六一	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
六〇	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
五九	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四
五八	号)	二項、第三十二条第四項、第三十四	二項、第三十二条第四項、第三十四

積立式宅地	水質汚濁防止法(昭和四十年法律第百三十九号)	農用地の汚染に関する法律(昭和四十五年法律第百三十号)	水質汚濁防止法(昭和四十年法律第百三十九号)	第四条の五第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
規定により都道府県が処理することとされている事務を含む。)	この法律(第二十条から第二十二条まで(これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二条の二及び第二十九条(附則第二条第四項において準用する場合を含む。)を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)	第十五条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十五条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第二十一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務

業販売法 （昭和四十六年法律第百十一号）	新都市基盤整備法 （昭和四十七年法律第八十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
律す等別上の係事転集た防災へるに措の財る業促めの昭法閥置特政國に進移の	石油パイプライン事業 （昭和四十七年法律第五五号）	一 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされるる事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。） 二 市町村が第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。） 三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。） 第三十四条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
第三条第四項前段（第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務		

品 家 庭 規 規	有 害 物 質 を す る 用 る 含 む る 事 務	有 害 物 質 を す る 用 る 含 む る 事 務	公 害 健 康 被 害 の 補 償 等 に 関 する 法 律 （昭 和 四 十 八 年 法 第 百 一 号）	公 害 健 康 被 害 の 補 償 等 に 関 する 法 律 （昭 和 四 十 八 年 法 第 百 一 号）	農 水 産 業 組 合 保 険 法 和 第 四 五 法 第 三 号 ）	農 水 産 業 組 合 保 険 法 和 第 四 五 法 第 三 号 ）
第六条及び第七条第一項の規定により都道府県は特別区が処理することとされている事務	第六条及び第七条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	、第二十九条第一項並びに同条第二項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第一百三十六条から第一百三十八条まで、第一百三十九条第一項及び第四项並びに第一百四十条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務	、第二十九条第一項並びに同条第二項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第一百三十六条から第一百三十八条まで、第一百三十九条第一項及び第四项並びに第一百四十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五条第一項、第七条第二項（第八条第三項及び第八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第八条の二第二項、第九条、第十一条第二項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十八条第二項から第四項まで及び第七項（第三十九条第三項において準用する場合を含み、第十八条第二項にあつては同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第一百三十六条から第一百三十八条まで、第一百三十九条第一項及び第四项並びに第一百四十条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	

二和律す整動事業のののの業者大た確機活の企め保会動事企 年五へるにの業者大た確機活の企め保会動事企 法十昭法閥調活の企め保会動事企	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特措法(昭和五十年法律第七号)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都府県が第五十九条第六項及び第七項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む)、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第一百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務(都府県又は機構若しくは地方公社(市のみが設立したものを除く)が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る)。</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む)、第五十九条第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む)、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第六项(第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む)の規定により処理することとされている事務(都府県又は機構若しくは地方公社(市のみが設立したものを除く)が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p>
---	---

<p>電気通信事業法(昭和五十九年法)</p> <p>により市町村が処理することとされている事務</p> <p>で、その規定により市町村が処理することとされ</p>	<p>の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)</p> <p>第四十四条第四項(第一百二十四条、第一百二十四条の八及び附則第十条に</p> <p>おいて準用する場合を含む)、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む)及び第二項(第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む)、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項(これらの規定を第七十四条第十一項及び第三項(これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む)、第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む)、第七十三条第二項、第七十四条第一項及び第三項(これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む)、第八十条第二項(附則第十条において準用する場合を含む)、第一百五十二条第一項及び第三項(これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県が処理することとされ</p>	<p>項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項(これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(第十二条第三項第一号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限りる。)</p>
--	---	--

律第八号	第十六号	国民年金法等	第一部长正和年六法昭十律	第三号	第六号	附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務
地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農	地に地すけに法関する法特に貸付定法元律す例等農関農
第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされています	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされています	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされています	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされています	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされています
第一号) 第五年法 計量法 第十律	第一号) 第七年法 第一号) 第七年法 第十律	第一号) 第七年法 第一号) 第七年法 第十律	第一号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律	第一号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律	第一号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律	第一号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律
林け域山特業るに村定等農お地農	号四法成律す資優機織協十律五 るに先関融組 四第年平法関出の融組	六号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律	法関促配設業び整地點都方 す進置の務産業及の再施業 るにの再施業	二号) 第六年法 第一号) 第六年法 第十律	にの定係處理に棄產 の法關促進設施特に廢業 の法關促進設施特に廢業	定めることとされている事務（政令で定めるものに限る。）
第八条第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律（第四十五条の二第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律（第四十五条の二第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされています	第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第六条第二項第二号の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三十七条规定により都道府県が処理することとされている事務	第三十七条规定により都道府県が処理することとされている事務
等留中國人残	第九号) 第九年法 第六律	措るにの源水道防障害の特 置特保水水のの利水	特定水道利水 害の特保水水のの利水	第五号) 第五年法 第一号) 第五年法 第十律	本法基 環境基 本法基 環境基	第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされいる事務（政令で定めるものを除く。）
いてその例によるものとされた生活	第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）にお	處理することとされている事務	第十八条第三項（第二十九条第三項（第二十七条第七項において準用し、及び第二十七条第七項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項及び第三十条第二項（これらの規定を第二十七条第七項において適用する場合を含む。）、第三十二条第三項及び第五項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされています）	第十九号) 第九年法 第一号) 第九年法 第十律	化の盤整の法促進備基た性 の法促進備基た性	化の盤整の法促進備基た性 の法促進備基た性

法成律すすむ者に援する年法	原子弹被爆者に對する年法	不動産特定共同事業法(平成六年法律第十七号)	不動産特定共同事業法(平成七年法律第十号)	滑り進み永住に中国に帰す邦人配偶者等の特援定及特立定のに残る法規
この法律(第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。)の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務	この法律(第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。)の規定によ り都道府県並びに広島市及び長崎市 が処理することとされている事務	第十二条及び第十三条(これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第四十九条(第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十二条及び第十三条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に、第四十九条の規定により処理することとされ るものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に関するものに限る。)	第十二条及び第十三条(これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第四十九条(第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十二条及び第十三条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に、第四十九条の規定により処理することとされ るものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に関するものに限る。)	保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

環境影響評価法(平成九年法律第八十一条号)	介護保険法(平成九年法律第百二十号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十号)
一 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二条第一項第一号、(第二号若しくは第六号に定める者(地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。)が、この法律の規定により行うこととされている事務(当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは同号ホに規定する届出に係る事が第一号法定受託事務二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第一号法定受託事務である場合に限る。)二 第四条第一項第二号又は第二十三条第一項第三号に定める者(都道府県の機関に限る。)が、この法律の規定により行うこととされている事務	二 第百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第一百九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章(第十二条第八項、同条第九項において準用する同条第二項及び第三項、同条第九項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。)第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第十九条の二において準用する場合を含む。)を除く。)、第二十六条规定の三(第四十四条の三の五六第六項において準用する場合を含む。)、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第六章第一節(第三十六条の八第四項を除く。)、第三十六条の十九第四項及び第三十六条の二十二(第

持続的生産法(平成十五年法律第一号)	第五十一条	第五条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
特定化の量への排	五号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
学物質の環境	法律第十五号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
事務	第六号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
農水産業協同組合の再生手続に関する事務	第八号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
高齢者の居住の安定に関する法律(平成十五年法律第十六号)	十六号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
合協水産等組合の再建措置に関する事務	第九号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
自動車の使用済みの再資源化等に関する法律(平成十五年法律第十七号)	十七号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
機水政独立構法の源人行	四号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務
律第百法	三号	第七条の第一、第八条第一項及び第二項(第九条の二第二項において準用する場合を含む)、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第一項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務

八十二	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
す置め護民け等撃武 るにのののるに事力 法関措た保国お態攻 十三号)	裁判員の参加する裁判に関する法律(平成十六年法律第六号)	一 第三条第三項（同条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、同条第四項から第七項まで、第九項及び第十項（同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四条第一項、同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第七十七条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで（同条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあつては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）	第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項（これららの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	二 第四条第一項及び同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

特定障害者に対する特別支給金の支給に付する年法第百六十律(平成二号)

			第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
		第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされる、いわゆる事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）	
この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等		

法律第百十号	新型エンザンフル等対策	特別措置法(平成十四年第一号)	災害からの中間管理に付する法律(平成十五年第五号)	大規模災害からの復興に関する法律(平成二十一年第五号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされていいるものを除く。)
農林漁業の健全な発展と調和された再開発へ平成二十九年法第十八号	電気エネルギーの発電の促進に関する法律(平成二十九年法第十八号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に限る。)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に限る。)	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に限る。)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に限る。)
農地利用集積等促進計画に係るものに限る。)	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)	第七条第四項第一号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)
同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつて、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る。
同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第七条第一項及び第二項、第八条第四項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一條の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地と併せて採草放牧地について農地第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつて、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る。

第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係るものに限る。)
三 第二十二条の二第四項第七号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
四 第二十二条の二第九項第一号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。)
五 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務
六 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第二十二条の二第九項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第二十二条の二第一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係るものに限る。)

<p>環境と調和のため、食料確保のため、テムシの低減活動に促進する法律に関する法律(令和四年法律第号)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに該当する部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため、四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)</p>
<p>二 第二十二条第十二項(同条第六項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされるる事務</p> <p>三 第二十二条第十三項(同条第六項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされるる事務</p> <p>事業の目的に供するため、四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。)</p>

第三十九条第五項及び第六項 （これらの規定を第四十条第四項に おいて準用する場合を含む。）の規 定により都道府県又は指定市町村が 処理することとされている事務（同 一の事業の目的に供するためヘク タールを超える農地を農地以外のも のにする行為又は同一の事業の目的 に供するためヘクタールを超える 農地若しくはその農地と併せて採草 放牧地について農地法第三条第一項 本文に規定する権利を取得する行為 に係る基盤確立事業実施計画に係る ものに限る。）	び境森 森税林 林及環 事務 府県が処理することとされている 事務	法関特管分産よ法に例務丨セ法日た資救円速者る等法 特 第年（令 九号） 八 法和 八 十律五律るにのび処財に教び特業夕援司のるになつ迅害係不
--	--	---

別表第二		第二号法定受託事務（第二条関係）		この法律（第二十六条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
年号	法律	年号	法律	年号	法律
昭和二十九年	測量法	昭和十四年	第三十九条において準用する第二十一条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（測量法第百八十号）	令和三年	預貯金の利用による個人番号の発給に係る法律（第三号）
昭和二十一年	公職選挙法	昭和十五年	（この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。）	令和十年	預貯金の利用による個人番号の発給に係る法律（第三号）
昭和二十六年	公職選挙法	昭和二十六年	（この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。）	令和十三年	預貯金の利用による個人番号の発給に係る法律（第三号）
昭和二十七年	公職選挙法	昭和二十七年	（都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務）	令和十三年	預貯金の利用による個人番号の発給に係る法律（第三号）
昭和二十八年	公職選挙法	昭和二十八年	（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となる者（公職にあらざる者を含む。以下この項において「候補者」といふ。）の選挙に関する事務）	令和十三年	預貯金の利用による個人番号の発給に係る法律（第三号）

法律第一百五十九号（昭和二十一年五月十五日法律第一二二号）	建築基準法（昭和二年五月十五日法律第一二〇号）	
（都道府県の選挙の公職の候補者等という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一十条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）	（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。

法律第一二〇号（昭和二年五月十五日法律第一二二号）	森林法（昭和二年五月十九号）	
（都道府県の選挙の公職の候補者等という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一十条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）	（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。

法律第一二一號（昭和二年九月十九号）	土地整理法（昭和二年九月十九号）	
（都道府県の選挙の公職の候補者等という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一十条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）	（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。

法律第一二二號（昭和二年九月十九号）	都市整備法（昭和二年九月十九号）	
（都道府県の選挙の公職の候補者等という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一十条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）	（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。

四十五号	流通業地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百号)	都市計画法(昭和十三年法律第百号)	都市法(昭和四年法律第百号)	画 面 法 (昭和四年法律第百号)	都市再開発法(昭和十四年法律第百号)	都市開発法(昭和四年法律第百号)
この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	一 第三十九条第二項に規定する事務(都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。) 二 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務(他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。)	一 第二十一条第二項(都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む)及び第六十二条第二項(都道府県知事が送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む)。 二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第一百三十九条の三第二号に掲げる事務(この法律第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業に関するものに限る。)	一 第七条の九第二項(第七条の六第二項、第七条の二十二第二項、第十一條第四項、第三十八条第一項、第四十五条第五項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む)、第七条の十五第三項(第七条の十六第二項において準用する場合			

を含む)、第七条の十七第五項及び第七項、第十五条第二項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む)及び第五十条の五第二項(第五十条の九第二項において準用する場合を含む)において準用する第七条の三第二項及び第三项、第十六条第一項(第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む)、第十九条第四項(第三十九条第二項において準用する場合を含む)、第二十八条第一項、第四十一条第二項(第五十条の十一第二項(第一百六条第七项(第一百八十八条の二十四第二項において準用する場合を含む)、第二十九条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む)、及第百六条第六項において準用する場合を含む)、第五十条の九第二項において準用する場合を含む)、第一百四十四条(第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む)、第一百五十五条(第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む)、第一百七十七条第一項及び第三项(これらの規定を第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む)並びに第一百二十四条第一項に規定する事務

住 お 宅 及 け 大 地 域 に に ま す	大 都 市 に ま す	國 土 利 用 計 画 法 (昭 和 四 十 九 年 法 律 第 九 条) (十 二 号)	新 都 市 基 盤 整 備 法 (昭 和 四 十 六 年 法 律 第 八 号)	公 有 地 の 拡 大 に ま す (昭 和 四 十 七 年 法 律 第 六 号)
この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

一 第三十三条第二項（第三十七条规定による地の供給の促進に関する特措法（昭和五十年法律第六号））

十六条において準用する同法第十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十一条第五項及び第七項並びに同法第十一條第五項及び第七項並びに同法第十二条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百十一条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第二項後段並びに同法第八十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第八項後段、第七十条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

合農住法(昭和十五年法律第十六号)	人施行者、組合、市町村又は市ののみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)第九十条の二第一項の規定により市町村が処理することとされている。
密集市街地における防災街区の整備に促進する法律(平成九年法律第十九号)	第五条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。)

地 下 深 度	号環影响評価法(平成九年法律第一号)	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
が処理することとされている事務の	一 第百二十二条第二項(第一百二十一条第二項、第一百三十二条第二項、第一百三十六条第四項、第一百五十七条第二項、第一百六十三条第五項、第一百六十五条第二項、第一百七十二条第二項、第一百七十五条第二項及び第一百七十八条第二項において準用する場合を含む。)、第一百二十八条第三項(第二百二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第一百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第五項及び第七項、第一百三十九条第二項及び第三項(これららの規定を第一百五十七条第二項及び第一百六十八条第二項において準用する場合を含む。)、第一百四十条において準用する場合を含む。)、第一百四十四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二条第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者(地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」といいう。)が、この法律の規定により行うこととされている事務(当該第四条第一項第一号等に定める者が行うべき事務が第二号法定受託事務である場合に限る。)	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

公共的使用に関するものに限る。)	うち、市町村が第九条において準用する土地收回用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十二条第二項、第三条第二項、第二十二条第二項、第三条第五项並びに第三十五条第一項及び第六项並びに第二百六十八条第一項に規定する事務
が処理することとされている事務の	百七十二条第二項及び第一百七十五条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十九条、第二百六十一条第二項第一項及び第三项並びに第二百六十八条第一項に規定する事務

附 則 (昭和二三年五月一日法律第 一六九号)抄	この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。
附 則 (昭和二三年二月一七日法律第 一九六号)抄	この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。
附 則 (昭和二三年三月三一日法律第 四四号)抄	この法律は、公布の日から、これを施行する。
附 則 (昭和二三年五月一日法律第三 二号)	この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十九条 この法律は、公布の日からこれを施行する。但し、第九十四条の規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年七月二十日法律第一号) 抄
この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは収入役若しくは副収入役その他有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十条第二項及び第一百四十二条第二項の改正規定(これらの規定を適用又は準用する規定を含む。)はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五条第二項及び第六十五条第十一項の規定の適用又は準用を受ける得票者についても、また、同様とする。

第三条 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共団体の財産又は當造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づく条例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同条の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将来に向つてその効力を失う。但し、造林を目的とする土地の使用の許可は、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七条第四項第四号の適正伐期齡級以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで(その以前にその主伐が完了したときはその時まで)は、その効力を失わない。

第五条 この法律の施行に関必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則 (昭和二十三年七月二十日法律第一号)
この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

一六号 (昭和二十三年一二月一日法律第一号)
この法律は、公布の日から、これを施行す

る。

二八〇号 (昭和二十三年一二月二九日法律第一号) 抄
この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

六一號 (昭和二十四年五月三一日法律第一号) 抄
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年六月一〇日法律第二〇七号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年四月一五日法律第一〇一号) 抄
この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月二日法律第一三三号) 抄
この法律は、電波法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月四日法律第一四三号) 抄
この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第六項の規定は、昭和二十五年四月三十日から適用する。

附 則 (昭和二十三年法律第一百七十九号)
前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第一百七十九号)附則第二条第二項の規定に基きその手続を開始している請求については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和二六年六月七日法律第二〇八号) 抄
この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇八号) 抄
この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇八号) 抄
この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇六二号) 抄
この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

2 第三条の地方自治法第百八十三条第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選挙管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

附 則 (昭和二三年五月三〇日法律第一〇〇号) 抄
この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

六一號 (昭和二三年一二月二九日法律第一二八〇号) 抄
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一六一號) 抄
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年六月七日法律第二〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年五月一八日法律第一六〇号) 抄
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年六月七日法律第二〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇八号) 抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇八号) 抄
この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十九号)の施行において準用する場合を含む。施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百八十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇八号) 抄
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一一日法律第二〇八九号) 抄
この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

附 則 (昭和二七年八月一一日法律第二〇八九号) 抄
この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一五日法律第三〇六六号) 抄
この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一五日法律第三〇六六号) 抄
この法律施行の際改正前の地方自治法第七条の規定に基くあらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。

7 改正後の地方自治法第二百五十五条の二(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律)

定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に對してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の実施のための手続その他その執行の法律施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては總理府令としての効力を有するものとする。

8 この法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

6 〇号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十九号)の施行において準用する場合を含む。施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百八十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十九号)の施行において準用する場合を含む。施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百八十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六五号) 抄
この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十九号)の施行において準用する場合を含む。施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百八十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

4 1 この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

4 1 この法律は、地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してもうした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行における法令の相当規

1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年五月十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という）。第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。
1	附 則 (昭和三六年六月一六日法律第一四一号) 抄	(施行期日) この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第七項の規定は昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2	附 則 (昭和三六年一一月二〇日法律第二三五号) 抄	この法律は、公布の日から施行する。
3	附 則 (昭和三七年五月八日法律第一〇九号) 抄	この法律の施行の際現に改訂前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三条第一項の規定による協議により管理すべき都道府県知事が定められている市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る处分については、改訂後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかわらず、なお従前の例によること。
4	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一三二号) 抄	この法律は、灾害対策基本法の施行の日から施行する。
5	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一三三号) 抄	この法律は、この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。
6	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一一五号) 抄	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改訂後の規定にかかるものとされ、かつ、その提起期間が定められたものとのつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一一六号) 抄	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改訂後の規定にかかるものとされ、かつ、その提起期間が定められたものとのつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
8	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一一七号) 抄	この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。
9	附 則 (昭和三七年九月八日法律第一一八号) 抄	前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。
10	附 則 (昭和三七年九月八日法律第一一九号) 抄	この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法定められる場合においては、当該部分が地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び決算、継続費繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債及び一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に係る部分については、当該部分が地方開発事業団に適用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。
1	附 則 (昭和三八年三月三〇日法律第五四号) 抄	この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2	附 則 (昭和三八年六月八日法律第九九号) 抄	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
3	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一一〇号) 抄	この法律は、公布の日から施行する。
4	附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一一一号) 抄	この法律は、この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。
5	附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一一二号) 抄	この法律は、この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

(収入に関する経過措置)

第六条 昭和三十八年度分以前の地方債について

は、新法第二百三十条の規定にかかわらず、な
お従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二百十八条の規定
により賦課又は徴収した夫役現品については、
なお従前の例による。

(一時借入金に関する経過措置)

第八条 昭和三十八年度分の一時の借入れについ
ては、新法第二百三十五条の三の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

(時効に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際既に進行を開始して
いる地方公共団体の徴収金及び支払金の時効に
ついては、新法第二百三十六条の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

(財産に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に使用させている
新法第二百三十八条第三項に規定する行政財産
については、新法第二百三十八条の四第三項の
規定による許可により使用させているものとみ
なす。

2 新法第二百三十八条の五第二項から第五項ま
での規定は、この法律の施行の際現に貸し付
け、又は貸付け以外の方法により使用させてい
る新法第二百三十八条第三項に規定する普通財
産についても適用する。

(住民による監査請求及び訴訟に関する経過措
置)

第十二条 新法第二百四十二条及び第二百四十二
条の二の規定は、次項に定める場合を除き、こ
の法律の施行前にされた公金の支出、財産の取
得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履
行又は債務その他の義務の負担及びこの法律の
施行前から引き続いている怠る事実についても
適用する。この場合において、新法第二百四十
二条第二項の期間は、この法律の施行の日から
起算する。

2 この法律の施行前に旧法第二百四十三条の二
第一項の規定によりした請求又はこの法律の施
行の際に係属している同条第四項の裁判につ
いては、新法第二百四十二条及び第二百四十二
条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前の事実に基づく地方
公共団体の職員の賠償責任については、新法第
二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

(公の施設に関する経過措置)

第十三条 新法第九十六条第一項第八号及び第二
百四十四条の二第二項の規定は、この法律の施
行前に旧法第二百三十三条第二項に規定する使用
の許可を受けた當造物を、この法律の施行後引
き続き当該許可を受けた期間中使用する場合に
おいては、適用しない。

2 (不服申立てに関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に旧法第二百十五
条、第二百二十三条规定は、第二百二十四条の規定
により提起された審査請求、異議申立て又は再
審査請求については、なお従前の例による。

(附則) (昭和三八年七月一一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行し、この法律による改正後の公職選挙法
(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の規定
は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経
過した日後にその期日が公示され、又は告示
される選挙から適用する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第十二
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(附則) (昭和四〇年六月二九日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
のため必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (昭和四〇年三月二九日法律第六
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附則) (昭和四〇年四月一五日法律第四
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(附則) (昭和四〇年五月一五日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経
過した日から施行する。

(附則) (昭和四〇年六月二九日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布
の日から起算して一年をこえない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十九年七月一日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十九年七月一日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和三九年七月一日法律第一
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三九年七月一日(以
下「施行日」という)から施行する。

れでいる請求については、なお従前の例によ
る。

(旧東京都制の効力)

2 (地方自治法附則第二条ただし書によりなお効
力を有する旧東京都制第百八十九条から第百九
十一条まで及び第百九十八条の規定は、改正後
の地方自治法第二百八十二条第二項第十三号か
ら第二十号までに掲げる事務及び第二百八十一
条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に
属する事務に関しては、その適用はないものと
する。

昭和四十二年十月一日から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正
規定及び附則第四項から第六項までの規定は、
昭和四十二年七月一五日から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という)から施行する。

(附則) (昭和四二年七月一五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。ただし、第一条のうち、地方自治法第二百
四条第二項の改正規定は、公布の日から施行し
昭和三十九年四月一日から適用し、同法第二百
六十条の改正規定は、公布の日から施行し、同
法第二百八十二条第二項第十五号の改正規定中
この法律公布の際に都が処理している事務に
係る部分の規定は、別に法律で定める日から施
行する。

(附則) (昭和四三年五月二日法律第三
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十三年五月二日から

六号の改正規定を除く。) 及び附則第十四条の規定 昭和六十二年十月一日

附 則 (昭和六三年一二月一三日法律第
九四号) 抄

1 (施行期日)
改定後的地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

2 (経過措置)

改定後的地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

附 則 (平成元年一二月一三日法律第七
三号) 抄

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 (附則) (平成元年一二月一九日法律第八
〇号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八
〇号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十一項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月二日法律第二
四号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第一百四十六条の改正規定、第一百五十五条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条の規定による改正

の次に一条を加える改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置)
この法律の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改定後の地方自治法第一百九十六条第一項の規定により選任された監査委員とみなす。

3 (経過措置)
改定後の地方自治法第一百九十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に在職する監査委員(議員のうちから選任された監査委員を除く)のうちこの法律の施行の日以後最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、当該監査委員が選任されている地方公共団体については、適用しない。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他他の事項は、政令で定める。

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

2 (附則) (平成三年四月一七日法律第三
一号) 抄

後の地方自治法(以下この条において「新法」という。)第二百八十六条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 第二十三条の規定の施行の際現に旧法第二百九十八条第二項の規定によりされている旧法第二百九十九条第一号、第三号又は第七号に掲げる規定の事項のみに係る地方開発事業団の規約の変更についての認可の申請は、新法第二百九十八条第三項の規定によりされた届出とみなす。

3 (附則) (平成四年三月三一日法律第七
二号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二削除の改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項(「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。)及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。)、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相違規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 (附則) (平成四年三月三一日法律第七
二号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定並びに附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

3 (附則) (平成四年三月三一日法律第七
二号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 (附則) (平成四年四月二日法律第二
九号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成四年四月二日法律第二
九号) 抄

項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。附 則 (平成三年一二月一四日法律第一
二号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(附則) (平成四年三月三一日法律第七
二号) 抄

正規定（同じ。）の下に、「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（百分の五十）を「百分の五十五」に改める部分を除く。給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第八十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日
附 則（平成一〇年三月三一日法律第二
九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
附 則（平成一〇年三月三一日法律第三
二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年五月六日法律第四七
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一〇年五月八日法律第五四
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の一とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。
第二条 地方自治法附則第二条たゞし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都の效力を有することとされる。

都制（昭和十八年法律第八十九号）第一百九十二条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条の規定により特別区が処理することとされているもの及びに同法第二百八十二条の七第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関する必要な事項は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一〇年五月八日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

<p>第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一一年六月四日法律第六五号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十一条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一一年七月一三日法律第八六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日</p>	<p>一から三まで 略</p>
<p>七号) 抄</p>	<p>附 則 (平成一一年七月一六日法律第八八号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六</p>	

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二 地方自治法別表第一国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の項の改正規定、第一百七十五条、第二百五条、第二百六条及び第二百五十五条の規定 平成十四年四月一日

三 第二百六条の規定及び附則第一百六十八条规定 平成十四年八月一日

四 第一条中地方自治法第九十条、第九十一条、第二百八十二条の五及び第二百八十二条の六の改正規定、第四百六十条の規定(公職選挙法第一百十一条第三項の改正規定に係る部分に限る)、第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第八条の改正規定及び同法第十七条の改正規定(「第十一条」の下に「及び第十二条の二第二項」を加える部分を除く。)に係る部分に限る)並びに附則第四条第一項及び第二項並びに第百五十七条第一項及び第二項の規定 平成十五年一月一日

五 第一条中地方自治法別表第一の改正規定(外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三百三十四号)の項に係る部分に限る)及び第一百六条の規定 平成十二年四月一日又は外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三百三十四号)の施行の日(いすれか遅い日)

六 附則第二百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法(以下「旧地方自治法」という)第三条第三項の規定によりされている都道府県知事の許可の申請は、第一条の規定による改正後の地方自治法(以下「新地方自治法」という)第三条第四項の規定によりされた都道府県知事への協議の申出とみなす。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に旧地方自治法第七十五条第一項に

規定する普通地方公共団体の長及び教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員会が執行したその権限に属する事務の執行に關する同項の監査の請求については、なお従前の例による。

述について、なお従前の例による。

第六条 施行日前に旧地方自治法第二百五十九条第一項及び第六項に規定する普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員が執行したその権限に属する事務の執行に関するこれらの規定による監査（同項に規定する監査にあつては、当該普通地方公共団体の長からの要求に基づくものに限る。）については、なお従前の例による。

第七条 施行日後最初に任命される国地方係争処理委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新地方自治法第二百五十三条の九第三項及び第四項の規定を準用する。

第八条 新地方自治法第二百五十条の十三第一項及び第四項から第七項まで、第二百五十条の十四第一項、第二項及び第五项、第二百五十条の十五から第二百五十条の十九まで並びに第二百五十一条の五の規定は、施行日以後に行われる国の関与（新地方自治法第二百五十条の七第二項に規定する国の関与をいう。）について、適用する。

2 新地方自治法第二百五十一条の三第一項及び第四項（第二号及び第三号を除く。）の規定、同条第五項において準用する第二百五十条の十三第四項から第七項まで、第二百五十条の十四第一項、第二項及び第五项並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定並びに第二百五十一条の三第八項から第十五項まで及び第二百五十二条の規定は、施行日以後に行われる都道府県の関与（新地方自治法第二百五十一条第一項に規定する都道府県の関与をいう。）について、適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧地方自治法第二百五十一条第二項の規定による自治紛争調停委員のある者は、新地方自治法第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員に任命されたものとみなす。

第十条 新地方自治法第二百五十二条の二第一項の条例（同条第二項の規則を含む。以下この条において同じ。）の制定に關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百五十三条第二項の規定により市町村長に委任されている都道府県知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の

二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

3 平成十一年四月一日において地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号）第一条の規定による改正前の地方自治法第四

二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定について、同条第二項の協議を要しないものとする。

3 平成十一年四月一日において地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号)第一条の規定による改正前の地方自治法第四百八十九条の三第三項の規定により特別区の区長に委任されている都知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き特別区の長が管理し及び執行することとする場合には、当該条例の制定について、同条第二項の協議を要しないものとする。

第十一條 旧地方自治法第二百五十六条の規定により不服申立てに対する決定を経た後でなければ取消しの訴え提起できないこととされる部分であつて、不服申立てを提起しないで施行日前にこれを提起すべき期間を経過したものの取消しの訴え提起については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十二条 新地方自治法第二百九十五条の条例(同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規則)を含む。次項において同じ。)の制定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百九十五条の二第二項の規定により広域連合の長その他の執行機関に委任されている都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の二第二項の条例の定めるところによつて、施行日以後引き続き広域連合が処理する」ととする場合においては、当該条例の制定については、同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の協議を要しないものとする。

第十三条 施行日前に旧地方自治法第二百九十五条の五第二項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際に同項の規定によりされていいる認可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百五十二条の二第二項の協議を要しないものとする。

第十四条 施行日前に旧地方自治法第二百九十五条の五第五項の規定によりされた許可又はこの

第三項、第二十一項第一項、第三十三項第二十項、第四十七項第二十項及び第六十五条（別表第一「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」の項第一号中「第三十二条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十二条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同項第二号中「第三十二条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十二条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める部分に限り）、の規定（民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）附則第一条ただし書に規定する日（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年五月一八日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。」

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

、同法第八条第一項の改正規定、同法第十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分

附 則（平成一七年七月二九日法律第八
九号）抄
(施行期日等)

則第八条（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十一条の規定 平成十八年四月一日

附 則（平成一七年一〇月二日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措定

(施行期日)

置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条に一項を加える改正規定、第二百一十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条を同法附則第八十三条とする。

施行期日 二月の月の終り
一条 この法律は、公布の日から起算して一年

条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条规定附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第

から施行する。
附 則（平成一七年六月二九日法律第七
七号）抄

条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備ための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条规定及法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下り、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一条、第五条、第八条、第十二条、第十一条の施行は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。
第二条 第二号の改正規定及び同法附則第八十五条规定に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを「一条ずつ繰り下げる、同法附則第八十一条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一条 第五条 第八条 第一条 第二条
第三条 及び第十五条並びに附則第四条、第十五
条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十
二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公

る。

第二号の改正規定及び同法附則第八十五条规定に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に二号の改正規定及び同法附則第八十六条规定に一項を加える改正規定並びに附則第八十二条とし、同法附則第八十二号から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 第二十九条及び第三十一条の規定による
罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の四日（公布の日が月の四日であるときは、その日）この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一三号）抄

（施行期日）

〇五号）抄

この法律は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二日法律第一四号）抄

この法律は、平成十八年一月一日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年一月二日法律第一五号）抄

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

法附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十七条第一項、第六十六条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日の日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第三十五条まで及び第一二七条から第三二二条までの規定は、平成十八年一月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成十八年一月一日から起算して一月を経過した日から施行する。

第三条 附 則（平成一七年一月七日法律第一三号）抄

（施行期日）

〇四号）抄

〇五号）抄

附 則（平成一七年一月二日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、同法附則第八十二条から第六十一条までを一章ずつ繰り下げ、同法附則第八十三条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第三条 附 則（平成一七年一月二日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、同法附則第八十二条から第六十一条までを一章ずつ繰り下げ、同法附則第八十三条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第三条 附 則（平成一七年一月七日法律第一三号）抄

（施行期日）

五十六条 附則第三条から第二十七条まで 第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、法令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄

条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備ための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇五号) 抄

この法律は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四条第二項の規定にかかわらず、普

（施行期日）
二三号抄
（平成七年一月七日法律第一
附則）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三十三条、第一百六十六条から第一百八十八条まで及び第一百二十二条の規定 公布の日
二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条规定に於いて準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

みなされる者の任期は、新法第六百六十三条の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第一百六十二条の規定により選任された助役として

(出納長及び收入役に関する経過措置)

例により在職するものとする。

いて制定されている監査委員の定数を三人と定める条例は、新法第二百九十五条第二項ただし書の規定に基づいて制定されたものとみなす。
(賠償責任に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前の事実並びに附則第三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、なお從前の例による。

(各大臣が講ずる措置に関する経過措置)

第八条 各大臣（地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する各大臣をいう。以下この条において同じ。）は、その担任する事務に関し新

法第一百六十三条の三第五項に規定する施策（次項において「施策」という。）の立案をしようとするときは、第一百六十三条の三の改正規

定の施行前においても、新法第二百六十三條の三第五項の規定の例によることができる。この場合において、同項の規定の例により講じた措

置は、同項の規定の適用については、各大臣が同項の規定により講じたものとみなす。

前項の規定の適用が及ぶ場合を除き、各大臣が第二百六十三条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新

法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

第九条 (罰則) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 この附則に規定するもののはか、この法律(以下「本法」という。)に半分以上の賛成投票(同法第二回第一項第一号)によつて、

（行いの必要が絶対的（書類に記載する事項の実質的意義を問うて、その行為の性質に依る事））は、政令で定める。

六号) 抄

附則（平成一八年六月一四日法律第六
九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行期日（施行期日）

一から三まで 略
当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日
二 及び三 略
**四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日
(罰則に関する経過措置)
五百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。(以下同じ。))の施行前にした行為、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(処分、手続等に関する経過措置)
五百三十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下の条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。**

過措置は、政令で定める。
附 則（平成一八年六月一一日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。この法律は、施行の日から二年後までに見直し、適

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

二 定及び附則第三十二条の規定 公布の日
略

第三条の規定 第七条の規定 第八条の規定
中藥事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定
（薬剤師法第二十二条の改正規定を除

く。）、第十一項の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地

力自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭

和三十五年法律第百四十六号)の項の改正規定並びに附則第三十条の規定
平成二十年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)
月 日

規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例

によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法

律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十二条 附則第三条から第六十条まで及び前
条に定めるもののはか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。

ロイ
第略

(罰則に関する経過措置) 第百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条においてい
る。)の項に係る部分に限る。)及び同表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)の項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る部分を除く。)及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十五条及び第二十二条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第六
九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第八
〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第八
一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

五
第五条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一條の二第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の一第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第三号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改正規定（「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十三第三項第一号の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号の改正規

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關する必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第三〇号)

施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（厚生労働省令への委任）

第十一条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（平成二一年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

正規定、同法第七十条の六の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の七第一項の改正規定、同法第六十八条の百一第一項の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十五条第一号を「同条第三十九項第一号」に改める部分に限る。)、同法第七十六条第一項の改正規定(「千分の十(平成二十一年三月三十日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の人)」を「千分の人」に改める部分を除く。)、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七条(見出しを含む。)の改正規定(「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同項を同条第三項として同条に一項を加える改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定及び同法第九十三条の表の改正規定(同表の都道府県の項目中「第七十条の四第三十項(第七十条の六第三十五条)」を「第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項)」に改める部分及び同表の市町村の項目中「第七十条の四第三十項(第七十条の六第三十六項)」を「第七十条の四第三十五項(第七十条の四第三十一項(第七十条の六第三十七項)」を「第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項)」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第六十六条第三項、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条(別表第一租税特別措置法第二号中「第七十条の四第三十項(第七十条の六第三十六項)」を「第七十条の四第三十項(第七十条の六第四十項)」に改める部分及び同項(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号を「第七十条の四第三十六項(第七十条の六第三十項(第七十条の六第四十項)」に、「第七十条の四第三十一項(第七十条の六第三十七項)」を「第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項)」に改める部分に限る。)の規定第四十一項」に改める部分に限る。)の規定

に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第十五条の改正規定、第一条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）〇五号抄
則附（平成二三年八月三〇日法律第一

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方

自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法）

律第百九十三号) の項及び道路法(昭和二十

七年法律第百八十号)の項の改正規定に限

る。）第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）第二条第一項の規定

化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五二七条、第六一五条（農地

定を除く) 第五十九条 第六十一条(農地法第五十七条の改正規定による。)、第七十六

第三十一条の改正規定に附する) 第二十九条、第七十九条(特定農山村地域における農

林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九

十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則

第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道

路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二

十七条、第四十八条の四から第四十八条の七

まで及び第九十七條の改正規定に限る)。第三百二条(道路整備特別措置法云第三条、第四

百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及

第三十九条 第十一条 第十二条 第十四条 及
び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、

第一百十一条（共同構造の整備等に関する特別措置）

（第三回の登場人物に限る）、第百四
法第二十六条の改正規定に限る。）、第百十四

条、第一百二十二条（都市再開発法第百三十三

条の改正規定に限る。）、第一百一十五条（公有

地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規

定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域にお

ける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特
別措置法第百三十九条第三項に規定する。

別擧置法第百条の改正規定に限る) 第百三

十三条、第一百四十二条、第一百四十七条（電線等の共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条（都市再生特例別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する特別措置法第六条第一項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第一号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときめき会」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第一百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塙化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十七条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第一百五十三条、第一百五十五条、第一百十一条、第一百三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十三条、第一百五十五条及び第一百八十八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに法律(平成九年法律第四十九号)の項及び別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八条号)の項の改正規定に限る。)、第七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)

者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第一百二十一条の二及び第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 法第二十一条の十の二の改正規定に限る。）、

第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る）、第三十一条（水道法第四十六条、第四十八条の一、二、三及び第五十条の二の改正規定に限る）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日
四及び五 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。」を加える部分に限る。）に限り、及び第二百二十三条第一項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第十四条の規定（地方自治法第二百六十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第十四条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

(施行期日) ○七号 (平成二三年八月三〇日法律第一
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一
一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年二月一四日法律第一
一一二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二十四年三月三一日法律第一
六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年三月三一日法律第一
八号) 抄
(施行期日)
四号 抄

（施行期日）
第三十一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三十八条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)
第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
**附 則 (平成二十四年五月一一日法律第三
一号) 抄**
(施行期日)
七号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二十四年九月五日法律第七二
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第二百五十二条を二百五十二条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条を二百五十二条の八、第二百五十二条の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三

用する場合を含む。) 及び第一百十五条の二第二項」と、「第一百九条第五项(第一百九条の二第五项及び第一百十条第五项において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一百九条第五项(第一百九条の二第五项及び第一百十条第五项において準用する場合を含む。)」及び第一百十五条の一第一項」とする。

第六条 新法第二百五十五条の七の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第一項若しくは第四项の規定による是正の要求又は新法第二百四十五条の七第一項若しくは第四项の規定による指示に係る普通地方公共団体の不作為(新法第二百五十五条の七第一項に規定する不作為をいう。次項において同じ。)について適用する。

2 新法第二百五十二条の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第三项の規定による是正の要求(新法第二百五十二条の十七の四第一項の規定による是正の要求を含む。)又は新法第二百四十五条の七第二项の規定による指示に係る市町村の不作為について適用する。(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一一月二六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年三月三〇日法律第三百四十九号）抄
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第一項から第四項まで、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定 平成二十八年一月一日
附則（平成二五年三月三〇日法律第三百五十号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。
附則（平成二五年五月三一日法律第二百一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二五年五月三一日法律第二百一八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定（第十五条を「第十五条の二」に改め
規定期）
附則（平成二五年六月一二日法律第三百五号）抄
（施行期日）

る部分に限る。）、同法第十五條の改正規定、同法第二章第一節中同條の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同法第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第一百条の三第一項第一号の改正規定（第十五条の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第一百一条及び第一百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定

二 定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十一条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

(施行期日) 二号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二六年四月二三日法律第二
(施行期日) 八号抄
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年四月二日法律第一五
号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
付 則 (平成二六年四月二日法律第一五
号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

第一百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によ

施行期日
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

二　おいて政令で定める日
　　目次の改正規定（「第二節 中核市に関する特例」／第三節 特例市に関する特例／「第二節 中核市に関する特例」）に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四

規定、第二百五十一条の二を第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二の改正規定並びに第一編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改正規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十条、第五十六条及び第七十条（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

第二百五十二条の四及び二百五十二条の十の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える改正規定、第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする改正規定、第二百五十二条の四及び二百五十二条の十の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える改正規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の七の二の改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定

施行期日　第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二六年五月一四日法律第三
四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

施行期日　（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第七条（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六十五条の改正規定に限る。）、第八

（政令への委任）
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二六年五月三〇日法律第五〇号抄）

(六十九号)の公布の日のいずれか遅い日
（施行時特例市の事務に関する法令の立案に当
たつての配慮）

第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日
三 附則第七十八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第

七号) 別表第一海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の項第一号イの改正規定中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第二十一条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第一項から第五项まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分及び同号ロの改正規定中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」

の二第二項及び第三項」を、「第五条第一項から第五項まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分及び同項第二号中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第二十二条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第二項から第五項まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分に限る。」並びに附則第四条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十

する改正規定、第二十条（同条の前見出しを含む）及び第二十一条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定並びに第四十条の四の改正規定（同条第一項第一号中「第十三条」の下に「、第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第二十二条の二第二項及び第三項」の下に「第二十一条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六
一號) 抄
(施行期日)

二 第四十条及び附則第四条の規定 平成三十一年四月一日
(政令への委任)
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

五十五条及び第五十三条並びに第七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九条から第八十二条まで改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条第一項、第三百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定(第十八条の規定を除く)、第十九条から第十二条まで、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条第八条第一項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条规定を除く)、附則第五十二条の規定、第十三条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

附 則（平成二十六年一月二一日法律第
一五号）抄
第一條（施行期日）この法律は、平成二十八年四月一日から
施行する。

附則（平成二六年一月二七日法律第二二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
一號
附則
抄
（平成二七年五月二九日法律第三

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、

同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、

同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第二十一条第四項の文三見三文が同法第二十

附則第七十一条第四項の改正規定及び同法第ノ十五第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基

金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、

第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)
第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条における

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後これをした行為に対する

する罰則の適用については、なお前述の例によ
る。

第六十九条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 三号 附則 (平成二七年六月一九日法律第四百四十九号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び新漁業法の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(法規上の措置)
第五条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民選法（明治二十九年法律第十八条）、少年法（昭和二十三年法律第六百八号）、その他の法令の規定について検討を加え、必要な法規上の措置を講ずるものとする。
附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四百四十九号)
(施行期日) 抄
一 略
二 第一条 中道路運送車両法第七条第三項、第十二条、第九十四条の五第七項及び第一百五十五条の二の改正規定、同法第百八条第一号の改正規定（「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第百九条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定 平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日
附 則 (平成二七年六月二六日法律第五百四〇号)
抄

第五条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法（昭和二十三年法律第六百六十八号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二十四日法律第四〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中道路運送車両法第七条第三項、第十一條、第九十四条の五第七項及び第一百五条の二の改正規定、同法第百八条第一号の改正規定（「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第一百九条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定（平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日）

附 則（平成二七年六月二六日法律第五〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 一から三まで 略
四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第九条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定第一号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十一条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九十九条並びに第一百五十五条の規定

公布の日（以下

（罰則に関する経過措置）
「公布日」という
第百四十四条 この法律の施行前にした行為並びに

この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお専前の例による。

第百十五条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
号抄

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条第一項第一項の文三見三二六七

(施行期日) **〇一 号** (平成二八年一月九日法律第一
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一次条 第四項から第六項まで及び附則第八条の規定(公布の日(政令への委任))
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め
る。
附 則 (平成二八年一月一六日法律第一〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
二の二 附則第十八条の規定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
第四十条 (罰則に関する経過措置)
規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)
第一百四十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年四月二六日法律第二五号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条（農業災害補償法第百四十四条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定

規定 公布の日
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法第二百六条第二項及び第四項、第二百二十九条、第二項及び第四項、第二百三十七条の三第七項及び第九項、第二百三十八条の七第二項及び第四項、第二百四十三条の二第十一項及び第十三項並びに第二百四十四条の四第二項及び第四項の規定は、地方公共団体の機関の処分についての審査請求であつて施行日以後にされる地方公共団体の機関の処分に係るものについて適用なし、地方公共団体の機関の処分についての審査請求であつて施行日前にされた地方公共団体の機関の処分に係るものについては、なお従前の例による。

(处分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら

の行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告・届出、提出その他手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
(施行のために必要な準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法(次項及び附則第十七条において「新地方公務員法」という。)の規定による地方公務員(地方公務員法第一条に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。)の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後の地方自治法(同項において「新地方自治法」という。)の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ。)は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行うものとし、地方法務大臣は、新地方公務員法の規定による措置を講ずるものとする。

総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

<p>(政令への委任)</p> <p>第四条 前二条及び附則第十七条に定めるもののはか、この法律の施行により必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一九年五月一九日法律第三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年六月二日法律第四六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一九年六月九日法律第五四号)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定</p> <p>二 略</p> <p>三 第一条中地方自治法第一百九十六条规定及び第一百九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次</p>

3 第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

4 監査委員は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第五条第二項において「第一号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正前の地方自治法（次項において「旧地方自治法」という。）第一百四十二条第一項の規定による決算の認定に二百三十三条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第三項に規定する特例一部事務組合（以下この項において「特例一部事務組合」という。）があつては、新地方自治法第二百八十七条の二第六項の規定の例により、当該特例一部事務組合の監査委員が地方自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体（以下この項において「構成団体」という。）の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

5 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項（第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新地方自治法第二百四十四条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

8 新地方自治法第二百五十五条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行政措置を含む）は、政令で定める。

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

第六条 この附則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

（○号）抄

附 則（平成二十九年六月一六日法律第六八〇号）

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年三月三十一日
(調整規定)

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

二 第十二条の三の改正規定 (同条第八項中「若しくは第十四条の第四十三項」を、「第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において準用の場合を含む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条の四の改正規定、第十二条の五の改正規定 (同条第十項中「若しくは第十四条の四第四項」を、「第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条の六第一項、第十三条の三、第十五条の四の七第二項及び第十九条の五第一項第三号の改正規定、第二十二条の四の四の改正規定 (第十二条の五第八項) を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、並びに附則第六条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項の改正規定中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、第七条及び第八条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定は、公布の日(次号において「公布日」とい

二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)、並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定(公布の日から起算して六月を経過した日(行政庁の行為等に関する経過措置))

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他、他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定
定 公布の日から起算して二年を超えない範
囲内において政令で定める日

ハ
から今まで 略
リ 第十六条の規定並びに附則第百十二条から第百三十条まで、第一百四十二条、第一百四十七条、第百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第二百二条の改正規定を除く。）、第

為に対する罰則の適用については、なお従前
例による。
(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置（罰則する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（今和二年二月五日法律第二号）
附則抄（施行期日）

第一条 附則（この法律は、公布の日から施行する）抄（令和二年三月三一日法律第号）

第一条 (施行期日) この法律は、令和二年四月一日から適用する。

(令和二年三月三一日法律第
四百四十一号) 附則抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から生ずる。ただし、次の各号に掲げる規定は、尚未二年四月一日の施行である。

各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

略
口イ
第三条の規定（同条中法人税法第五
条第一項の改正規定（同項第一号に係

分を除く。) 及び同法第五十四条第一項
改正規定を除く。) 並びに附則第十四条
から第十八条まで、第二十条から第三十
一条まで

まで、第一百三十九条（地価税法（平成法律第六十九号）第三十二条第五項の規定に限る。）、第一百四十三条、第一百五

(地方自治法 第二百六十九条の二第一項の規定に附する) 第三百一十三条 第五百三十九条

は附る。」第一百五十二条から第一百五十九条まで、第一百五十九条から第六十一条まで、第一百六十三条(銀行等の株式等の買

の制限等に関する法律(平成十三年法律百三十一号)第五十八条第一項の改正に付する。(第百六十四条、第百六十五条に限る。)、

び第一百六十七条の規定

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと

第三条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る)及び第七条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定
定 令和四年六月一日
附 則（令和三年六月二日法律第五四号）抄

2 どいう)の規定により専前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という)の相当規定により相当の国(の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす)。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に従前(の機関に対する)申請、届出その他の行為とみなす。

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日
二から八まで 略
九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係

〔施行期日〕
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和三年五月二八日法律第五〇号）抄
施行期日

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。
第五十七条 (処分等に関する経過措置)
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」

附 則（令和三年五月一九日法律第三十七号）抄
（施行期日）

（施行期日）抄号
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（令和三年五月二一日法律第四三
号）抄附則

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則（令和三年五月一九日法律第三六〇号）抄

(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、改めて定まる。

戸籍の記載事項とする」ことを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄
第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る)、第二十三条(見出しが含む)、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののが、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第八二号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第五十二条の十四第一項の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定(「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く)、同法第六十条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条(地方自治法昭和二十一年法律第六十七号)別表第一の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則 (令和四年五月二七日法律第三四号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。⁵

前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、地方税法第八百二条第四号中「業務以外」とあるのは、「業務及び地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第二条第一項から第三項までの規定（同条第四項において準用する場合を含む。）による業務以外」とする。

（新法第二百四十四条の五第二項の規定等の適用に関する経過措置）

第三条

この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新法第二百四十四条の五第二項の規定の適用については、同項中「をいう。次条第一項において同じ」とあるのは、「をいう」とする。

（施行時特例市に関する経過措置）

第四条

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対する新法第二百五十二条の二十六の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は中核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（政令への委任）

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。